

# 鳥海山湧水フォーラムin遊佐

～鳥海山麓湧水のこれまでとこれから～

## 記 録



日 時 : 令和4年12月18日(日) 9時30分 ~ 12時

会 場 : 遊佐町生涯学習センター 1階ホール

主 催 : 遊佐町

# 目 次

1. 鳥海山湧水フォーラムin遊佐 プログラム P.1
2. 講演（1）  
    裁判の経緯および判決内容の解説 P.2
3. 講演（2）  
    条例に基づく水循環の保全  
    ～遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の  
    先進性とこれからの課題～ P.6
4. 講演（3）  
    予防原則を遊佐町の地下水に適用できた理由と  
    今後に向けて P.14
5. パネルディスカッション  
    鳥海山麓湧水のこれまでとこれから P.26
6. 資料  
    遊佐町の健全な水循環を保全するための条例 P.37

# プログラム

1. 開 会 (9 : 30)

2. 主催者あいさつ

3. 講演 (9 : 35～11 : 10)

(1) 裁判の経緯および判決内容の解説

遊佐町顧問弁護士

仲野 純一 氏

(2) 条例に基づく水循環の保全

～遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の先進性と  
これからの課題～

東海大学法学部准教授

内藤 悟 氏

(3) 予防原則を遊佐町の地下水に適用できた理由と今後に向けて

総合地球環境学研究所名誉教授

中野 孝教 氏

4. パネルディスカッション (11 : 20～12:00)

テーマ『鳥海山麓湧水のこれまでとこれから』

コーディネーター :

岐阜協立大学地域創生研究所教授

森 誠一 氏

パネリスト :

東海大学法学部准教授

内藤 悟 氏

総合地球環境学研究所名誉教授

中野 孝教 氏

遊佐町長

時田 博機

5. 閉会 (12 : 00)

## 講演(1)裁判の経緯および判決内容の解説

遊佐町顧問弁護士 仲野 純一 氏

弁護士の仲野と申します。酒田市で弁護士をしておりますが出身は遊佐町で、中学1年生の1学期まで遊佐町に住んでおり、富岡という集落で暮らしていました。私にとっても遊佐町の湧水を守るという裁判に関与できたということは非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。今回20分ほどお時間をいただきましたので、裁判の経緯、そして判決の内容についてできるだけ分かりやすく解説させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは「裁判の経緯、判決内容の解説」ということで説明したいと思います。最初に時系列を確認します。(図1)平成25年6月に遊佐町の健全な水循環を保全するための条例(以下、「町条例」という。)が制定されました。そして平成28年9月9日、採石事業者が町条例に基づいて採石事業の事前協議書を提出されました。これは町条例で「事業を行う場合には事前に町に協議をしなければいけない」ということになっておりますので、その事前協議書が提出されております。町は慎重に審議した結果、同年11月8日付でこの事業を規制対象事業に該当すると認定しました。湧水に影響が出る恐れがあるので、この事業は規制する必要があると判断したわけです。これを町処分と呼んで話を進めたいと思います。この結果、業者は臂曲地区で採石が出来なくなりました。業者は、これは受け入れられないということで裁判を起こしました。これが平成29年2月20日になります。

そこから長い裁判が始まったわけですが、令和元年12月3日に山形地裁で第一審判決がありました。そして令和元年12月12日に業者が仙台高等裁判所に控訴し、これを受けて町も令和2年3月25日に附帯控訴を行いました。この附帯控訴がどのようなのかは後程説明したいと思います。控訴から約1年後の令和2年12月15日に仙台高等裁判所で判決がありました。第一審、第二審とも実質的に遊佐町勝訴と言えるような判決だったと思います。これに対し業者が納得いかないということで令和3年1月3日に最高裁判所に上告し、遊佐町も令和3年2月9日に附帯上告をして、令和4年1月25日に最高裁判所の判決が出たということになります。

私は第一審から関与させてもらったのですが、当初は私と同じく遊佐町出身弁護士の伊原先生と2人で対応していました。途中から伊原先生が体調を崩されて、急遽私がお世話



### 時系列

年月日	経 過
H25.6	遊佐町の健全な水循環を保全するための条例(町条例)の制定
H28.9.9	採石事業者が町条例に基づき、採石事業(本件事業)の事前協議書を提出
H28.11.8	町が <b>本件事業を規制対象事業に該当すると認定</b> (町処分)
H29.2.20	採石事業者が遊佐町を相手に訴訟を提起(本件訴訟)
R1.12.3	山形地裁(第一審)判決
R1.12.12	採石事業者が仙台高等裁判所に控訴
R2.3.25	遊佐町が附帯控訴
R2.12.15	仙台高等裁判所(控訴審)判決
R3.1.3	採石事業者が最高裁判所に上告(上告受理申立て)
R3.2.9	遊佐町が附帯上告
R4.1.25	最高裁判所(上告審)判決

図1



になっている弁護士の新井野先生にご協力いただき、そこから私と新井野先生で最後まで、町の担当者と協力しながら対応してきたという流れになります。

それでは裁判について流れを一つひとつ見ていきたいと思います。訴状というものが、これは相手が裁判を提起するときに、この訴状というものを裁判所に提出して裁判が始まります。訴状上の請求には主位的請求と予備的請求というのがあります。主位的請求というのは第1希望で、この第1希望である主位的請求が認められないときには予備的請求について判断してください、というものになります。これは法律で認められている全く問題ない請求のやり方です。まず第1希望・主位的請求としては町が平成28年11月8日付けで業者に対して行った、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に定める『規制対象事業』に該当すると認定する旨の処分を取り消すこと。町の処分を取り消してくださいということになります。そして予備的請求は、もし第1希望が認められないときは、町は業者に対して金2億727万3,138円及びこれに対する遅延損害金を支払えとの判決を求めるものです。

この裁判で業者側が争点としてきたものが八つありまして（図2）、これは先程町長が

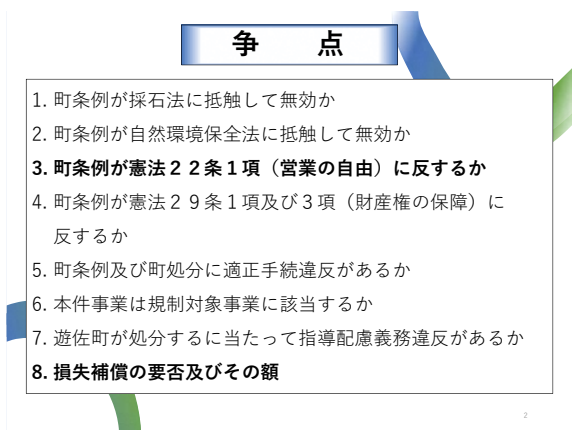


図2

お話されたところですが、町としてはこれをすべて排斥しなければならないということになります。そのように言うと非常に厳しいように聞こえるのですが、太字で書いた部分、ここが一番大きな争点になるのだろうなというのは第一審のときから我々も考えてきました。実際この二つの争点が最高裁まで争われました。

このような中で、遊佐町が第一審をどのように戦ってきたかということですが、業

者側は「地下水脈等を損傷するおそれ」について科学的な根拠がないのではないかということを中心として主張してきました。前半はこの科学論争に引き込まれそうになりました。裁判というのは、訴えられた方としては自分が言いたいことだけを言えば良い、というわけではなくて、相手が言ってきたことに対して反論をしなければなりませんので、科学論争に振り回されました。当初はそういう印象があるのですが、後半は「予防原則」という観点から、自治体が環境保全の条例を制定する裁量（立法裁量）があるはずだということで、これを中心に主張していきました。予防原則というのは政府が平成30年に閣議決定した第五次環境基本計画にも記載されておりまして、環境影響が懸念される問題については環境が破壊されてからでは遅いので、予防的に規制することが必要だという考え方であり、非常に当然の考え方だと思います。これで十分争っていいのではないかと考え、これに専念していったという形になります。

3年弱くらいかかった第一審ですけれども、一審の判決を聞くときが一番緊張した記憶があります。この裁判は最高裁までいくだろうけれども、一審で勝てれば最高裁でも勝てるだろうと思っていました。一般的に高等裁判所や最高裁判所で結論が変わることはあまり無いものですから、第一審判決が一番緊張したことを覚えています。

判決の主文は、1「原告の主位的請求を棄却する」、2「被告は、原告に対し334万9,808円及びこれに対する平成29年3月24日から支払済みまで年5分による金員を支払え」、3「原告のその余の請求を棄却する」、そして4で訴訟費用についても記載されております。

この判決を聞いて皆さんはどう思われますか。私は、これは実質的に遊佐町勝訴と言っていいように思います。まず何と言っても主位的請求を退けることができた。これが一番良かったことです。そして損失補償を一部支払えという判決になったわけですが、先程訴状を見たとおり、原告は2億円以上の金額を請求していました。さらに訴状を詳しく見ますと、2億円というのは一部であり、業者としてはその場所で採石事業を続ければ14億円もの利益が出たはずだから、本当はそれ全部補償して欲しい。ただ今回はその一部の2億円だけを請求した、ということでした。よってこの14億円という金額からすれば、認められた金額は非常に低い額なので、全体として町の勝利というように私は思っております。

第一審の判決理由には町条例が憲法22条1項（営業の自由）に反するかということについて、判決理由では「町条例の規制は、その必要性が認められ、～一定の事業に対し、その営業の事由に一定程度の制約を及ぼすこととなるものの、予防原則の観点から相応の規制が許容されるべきであるといえる」と記載され、一審判決の理由には「予防原則」について記載されておりました。これは非常に画期的なことだと思っております。

次に予備的請求のところですが、判決理由では「本件では、原告（採石事業者）の犠牲のもとに、遊佐町の住民の利益が保護されているといえる」、そして「原告に特別の犠牲を強いるものといえる」と評価されて損失補償の支払いが命じられました。補償額は採石権の評価額となり、これは土地の評価額の3割の金額となりました。

また憲法22条1項の営業の自由については、昭和47年の最高裁判例を理由の中で上げておまして、「憲法22条1項は、職業選択の自由のみならず営業の自由をも包含している。営業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由、いわゆる精神的自由と比較して、公権力による規制の要請が強い」と述べられております。これは簡単に言うと、憲法は表現の自由や宗教の自由などを保証しているのですが、それらよりも営業の自由に対する規制は必要性が高い。なぜなら、規制しないと公害などが発生し多くの人に迷惑をかける可能性がある。そしてその規制については「規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較衡量した上で慎重に決定されなければならない」と述べられております。ただそうは言っても、「その合憲性の司法審査に当っては、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、これを尊重すべきである」と考えられていて、これらは一般的に明白性の原則と言われております。これは「規制措置が著しく不合理であることが明白である場合に限り違憲と判断する」というものです。

そして損失補償についてですが、憲法29条3項で「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と記載され、特別犠牲説という考え方があります。これは「財産権に内在する社会的制約の場合には補償は不要であるが、それを超えて特定の個人に特別の犠牲を加えた場合には補償が必要である」という考え方になり

ます。これもなかなか難しく、何をもって特別の犠牲というかは本当に難しいところがあるのですけれども、今回は採石事業者に特別な犠牲があったということで損失補償が認められた、ということになります。

判決を受けて、今回はお互いが勝ったところもあり負けたところもあるので、上訴するかどうかという判断になります。この上訴というのは控訴と上告をまとめたもので、判決の変更または取り消しを求めて、上級の裁判所に不服申し立てを行うものです（図3）。

上訴の流れ（三審制）と記載しましたが、第一審の地方裁判所の判決に不服がある場合は高等裁判所に控訴、そして高等裁判所の判決についても納得がいかないという時は最高裁判所に上告ということになります。今回町が行ったのは附帯控訴、附帯上告というものですが、これは上訴された側が、判決を自己のためにも有利に変更するように主張し、裁判所に判断を求める手続というもので、町は300万円余りの支払いを

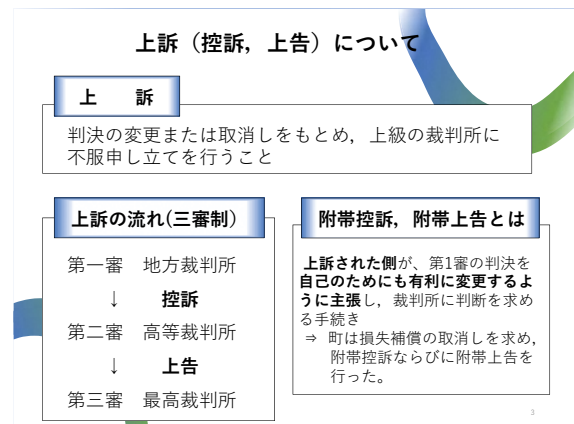


図3

命じられたわけですから、町も上訴しないとこの300万円の支払いが確定してしまうので、業者の上訴により裁判が続くのであれば、町も損失補償が必要なのか、もう一度判断して欲しいということで、町も附帯控訴、附帯上告をしたということになりました。

控訴審ではお互い主張は変わりませんでした。裁判所から和解の提案があり「採石事業者が所有する土地を町が買い取る」という内容で協議をすることになりました。和解には非常にメリットがありまして、町が土地を買い取れば採石問題の終局的な解決になります。今後新たに採石計画が出されることもないですから、和解できれば非常に良かったのだと思います。しかし、金額面での折り合いがつかず判決に至ったということになります。

控訴審の判決内容は結論が変わらず、判決理由では「予防原則」というものを第一審以上に強調しているように思いました。予備的請求については、金額が上がって皆さん驚いた方も当時いらっしゃったかと思うのですけれども、これは第一審では土地の評価額を算定根拠としていたのが、控訴審では算定根拠が土地の取得額に変わったからです。

その後上告審、最高裁判所にいったのですけれども、これは双方が書面を提出しただけで、口頭弁論、つまり法廷が開かれず判決になりました。このように法廷が開かれず判決になるときは、結論は変わらないことが法律から読み取れるので、控訴審判決が覆ることではなく、その点は安心していました。一つだけ最高裁が理由の中で「予防原則」について述べてくれれば良かったのですが、それは残念ながら述べられず、町の条例が先程示した昭和47年判決の主旨に徴して違憲でないのが明らかである、という非常にシンプルな判決理由になりました。遊佐町の損失補償についての附帯上告も残念ながら覆らず裁判は確定しました。

以上が経緯ですけれども、最後に今後について少しだけお話すると、今日の話の中では複雑になりすぎると思って触れなかったのですが、公害等調整委員会で、県の処分について審理されております。県が負けるようなことは、まずないだろうと思っています。次に



今後新たに業者から採石計画が提出される可能性があります。今回の裁判では最高裁から町条例は違憲ではないと判断されたのですが、あくまで今回の事業計画の争いの中でそのように判断したということで、今後別の採石計画が出されたときは、それがどうなるか正直分からないという面があります。ただ、最高裁が町条例は違憲ではないと判断したことは非常に意義が大きいと思います。

最後駆け足になってしまいましたが、これで裁判の経緯、判決の説明を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

## 講演（２）条例に基づく水循環の保全

～遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の先進性とこれからの課題～



東海大学法学部准教授 内藤 悟 氏

東海大学法学部准教授の内藤でございます。このような場でお話しする機会をいただき誠にありがとうございます。私からは「条例に基づく水循環の保全、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の先進性とこれからの課題」として、遊佐町水循環条例の特徴、先進性について30分ほどお話し

いたします。

お手元にはスライド資料、町の広報資料とともに、条例条文があると思います。条例の条文をご覧になる機会はないかなと思いますが、地方自治の基本として町議会の議決を得た町のルールである水循環条例がどのような内容であるか、この機会に皆さんに知っていただきたいと思います。

なお、若干自己紹介をさせていただきますと、現在、東海大学法学部にて環境法、行政法等を担当しており、神奈川県在住でございますけれども、前職は公益大の教員として酒田市におり、水循環条例については制定時に少々お手伝いさせていただいたところで、その経験を含めて本日はお話させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【地方自治体の条例制定】

水循環条例の内容に入る前に、条例とはどういうものなのか。地方自治体が条例を定めることは高校でも学んでいるのですが、何が定められ、どのような意味があるのか触れたいと思います。

20年以上前に地方分権改革が議論されて、様々な分野で地方自治体の権限の拡大が進められ、その中で条例の性質も変わってきました。地方自治体の条例の根拠は、日本国憲法、地方自治法に規定があり、裁判の中で論点となったように、憲法・法令に違反してはなりません。そして、私人である事業者の特定の事業を規制する、土地の利用を規制する、



このような権利の制限に係ることは条例で定めなければならないこと。これが基本です。さらに条例は議会の議決を得ていること。これは町民の皆さまが代表である議員を通じて自ら決めたルールであり、住民自治の基本となるものであることを確認してください。

次に条例が定める内容ですけれども、法律に基づく事務について定める法定事務条例、それから自主的に地域の課題に対して制定された自主条例に類型化されます。先程申しました地方分権改革を経て、自主条例にて定められる事務の範囲は拡大したと考えられ、その一つとして遊佐町水循環条例があることをまず確認してください。その点から水循環条例を見ると、一つは条例事項として事業者等の権利義務に関わる内容、もう一つは水循環の保全にかかる町の行政計画である水循環基本計画、その他の施策等、こういった2つの部分がある総合的な構成となっている条例といえます。地方自治法では、地方公共団体は地域における行政を自主的・総合的に実施する役割が求められますが、遊佐町は水循環条例を通してこれを果たそうとしていると評価できると私は考えております。

また、条例をめぐるプロセス・過程についてですが、図4は12年前の条例制定の勉強会でお示したスライドをそのまま使わせていただきますが、条例は制定、実施、評価という「PLAN、DO、SEE」にあてはまる過程を進むことについて当時お話ししたのですけれども、まさに遊佐町では水循環条例にかかる12年間で議会での制定、町長の処分、裁判所の判決を経て、条例をめぐる過程のモデルが示されたことを皆さんとともに確認したいと思います（図5）。

## 条例の局面

遊佐町水循環保全条例が示す、  
自主条例の運用モデル

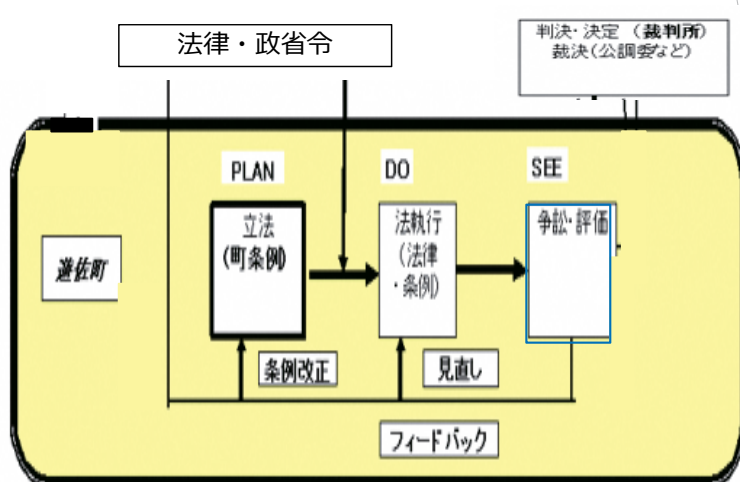


図 自治体政策法務のプロセス

★教科書の整理が12年を経て現実に！

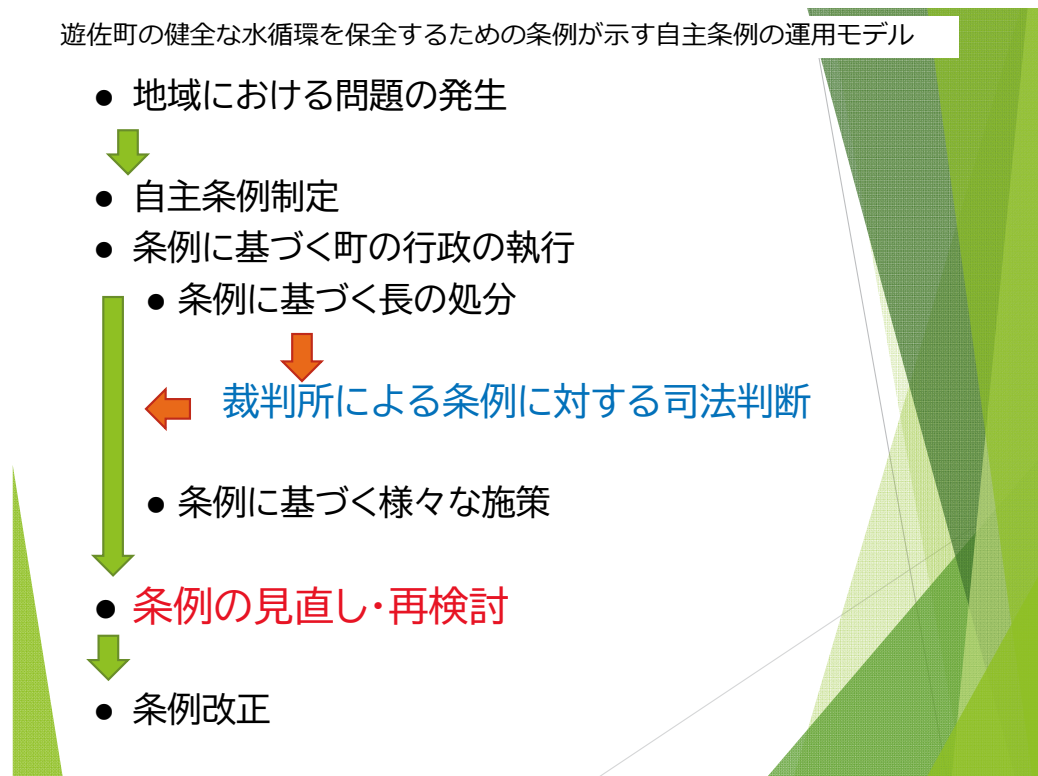


図5

#### 【水循環条例制定の経緯】

それでは水循環条例の中身、最初に制定経緯についてです。個人的な経緯にも関わりますが、公益大着任直後に、当時の村井課長、高橋前課長が研究室に見えられ、採石事業についてご相談いただいたのが最初と記憶しております。当時、鳥海山の採石事業が長らく継続し、採石法の認可更新の度に地下水や景観について周辺の住民の方々の問題になってきたことをご説明いただいたのですが、町として具体的にどのような対策を取ったら良いのか明らかでないということでした。意見交換をする中で「条例制定が考えられるのではないか」と提案いたしましたところ、その後、町職員と町民の方々と一緒になって、まず勉強会が始められたのが、最初の段階でした。(図6) その後、東日本大震災があって、2012年7月に具体的な条例制定に向けた検討会が設置され、最終的には2013年6月に条例制定となりました。

先程申しましたが、地方分権改革後の自主条例については、様々な条例制定が進んでおります。ただ、他の市町村の経緯を見ると安易な経緯で制定されてしまう例が多数あります。条例の手法が地域の実情とあまり合致していなかったり、法的検討がされないまま他の条例のコピーで短時間で制定されてしまういわゆるコピー条例。行政分野を問わずそういう例が見受けられることも事実です。

その点、この水循環条例は準備段階から制定までに3年。さらにそれ以前から遊佐町には鳥海山の地下水に関する様々な研究の蓄積や発表の場もあり、私も勉強させていただきました。条例による規制が必要とされる事実と、それに対応する手法が十分に検討された上で制定されたことは一つのポイントと思います。条例条文、町の処分の適法性について、裁判所に認めていただきましたが、地方分権時代の条例としてこのような制定の経緯も考慮されたものと思います。

## 条例制定の経緯

- 2010(平成22)年10月～2011(平成23)年11月  
鳥海山環境保全条例研究会
- 2010(平成22)年11月～2012(平成24)年12月  
地下水脈調査事業等実施  
鳥海山フォーラム
- 2012(平成24)年7月～2013(平成25)年6月  
遊佐町水循環保全条例(仮称)制定検討会議
- 2013(平成25)年6月  
遊佐町の健全な水循環を保全するための条例 成立  
2013(平成25)年7月1日施行 (一部2014(平成26)年1月1日施行)

図6

### 【水循環条例の概要】

次に条例の概要です。お手元の条例条文を確認していただきたいと思います。目的（1条）では「健全な水循環の保全」を図るため施策を総合的に推進すること。基本理念として地下水及び湧水を「公共水」と位置づけ（2条1項）、保全を図る施策が「予防原則」に基づくものであること（2条2項）が規定されています。また、水循環保全計画の策定も規定されています（7条）。そして地域指定については水源保護地域（8条）、水源涵養保全地域（9条）を定め、規制対象事業は行うことができない（11条）とされています。そして今回の裁判の対象である協議対象事業についての事前協議のしくみ（14条）、説明会の開催（15条）が規定され、町長が規制対象事業であるか否かの認定を行うことになっています（17条）。また、地下水・湧水保全を目的とする条例では見られる仕組みですが、井戸設置について届出制を導入しています（20条）。それから水循環保全審議会（29条～33条）、土地の買取り（27条）規定、実効性確保の手法として報告徴収及び立入調査（34条）、勧告及び命令（35条）、公表（36条）、過料（37条）まで規定されています。地下水に関わる他の自治体の条例では、部分的に規定されていないしくみもあり、遊佐町条例は目的から町長の処分、行政計画、実効性確保の手法、組織の根拠まで整理された内容となっています。なお、条例全体のしくみは、町のウェブサイトにも図解がありますので確認していただきたいと思います（図7）。

### 【水循環条例の特徴・先進性】

以上の遊佐町水循環条例について特徴を整理してみます。まず基本理念として地下水・湧水を「公共水（公共性のある水）」として定義、明記したことがポイントです。そして



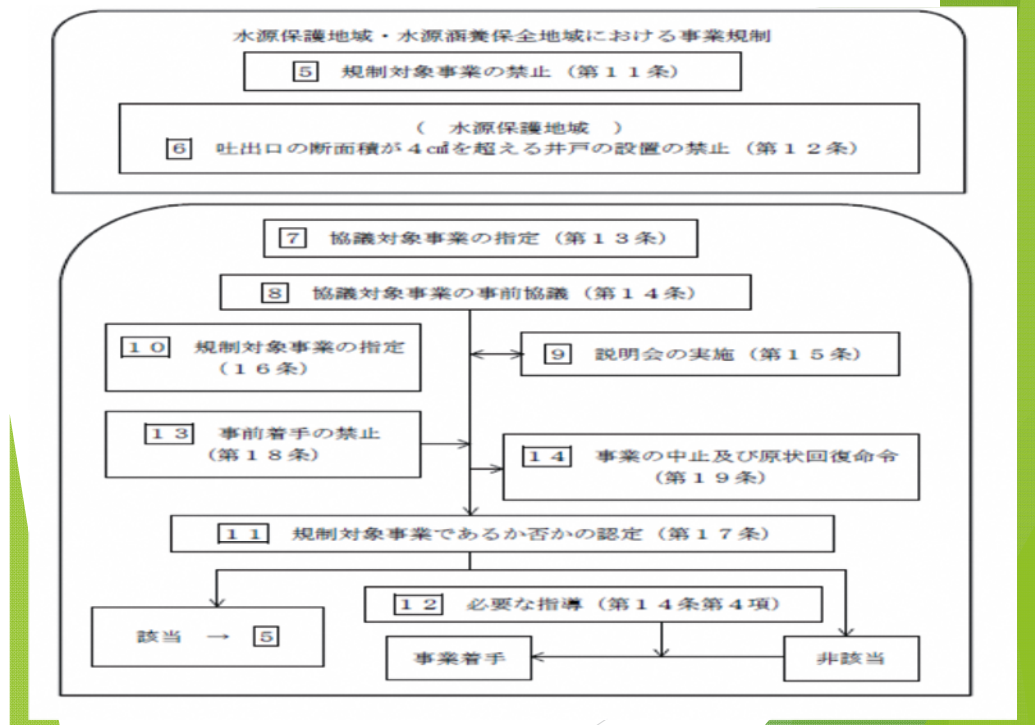


図7

国の水循環基本法（平成26年制定）を先取りして「健全な水循環の保全」を規定したこと、地下水保全施策が予防原則に基づくことを明示的に条文に示したこと、そして独自のゾーニング、規制対象事業についての町長の認定のしくみ、これらが遊佐町水循環条例の特徴です。特に水循環条例の先進性という点で次の二つ。第1に「健全な水循環の保全」、第2に「予防原則」について、お話しします。

### （1）健全な水循環の保全

まず「健全な水循環の保全」についてですが、条例の目的として「町内の健全な水循環の保全を図る」、「健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進」が規定され、基本理念として地下水及び湧水を公共水と位置づけ、「町、事業者及び町民等は、健全な水循環の保全に関する施策を連携及び協働して推進しなければならない」とされ、「水循環」、「健全な水循環」について定義が示されています。このような規定は市町村条例では遊佐町が最初と思われ、そして水循環基本法制定に先んじたものであったことは評価されるものです。

ここで条例条文に水循環が位置づけられたことについてですが、基本的には自然科学の一つの概念である水循環について、条例上の政策、法政策にかかる概念に変換されたという意味があります。そして水循環の概念は、流域への視点、地下水系への視点が含まれ、水と土地を連携して考える概念になることが重要です。水に関わる法制度の縦割りはもう何十年も指摘されてきましたが、なかなか是正されないままになっていた。これを是正する意味で水循環の概念を考えることができます。

そして水循環基本法が制定され、「水循環」、「健全な水循環」が法律条文に規定されま

した。このことは評価されるのですが、あくまで基本法であり、個別具体的な法律制定はその後を考えられ、その一つとして地下水に関わる法制度については特に議論されていたようです。しかしながら、これまでも地下水に関わる具体的な規制については根強い反対意見があつてなかなか実現しないままでしたが、今回も同様になったようです。このように法律としては、水循環基本法はできたけれども、具体的な個別の規制については進んでいない。となると、地下水保全に係る施策を進める上では、地方自治体が条例により具体化することが必要になります。そういう点では健全な水循環の保全を目的として、地下水・湧水の保全に係る規制的手法を導入した遊佐町水循環条例の先進性は、改めて評価されるものと考えられます。

## (2) 予防原則

次に予防原則についてです。予防原則については、環境政策、リスク管理に係る抽象的な議論としては様々なされています。しかし、何よりも遊佐町水循環条例の場合、具体的な条文で予防原則を定義し、地下水脈の保全を図る施策は予防原則に基づくものでなければならないとしたこと、これがポイントです。現在も法律、全国の条例の中では唯一の規定のようです。

予防原則の基本については『リオ宣言第15原則』があり、深刻または不可逆的な被害のおそれがある場合には、科学的不確実性をもって対策を延期する理由として用いてはならないということです。現行の法律・行政計画を確認しますと、環境基本法には明確な規定はなく、現行の第5次環境基本計画には「予防的な取組方法」と規定されて、その他予防原則が導入された法的しくみはいくつかの例（VOC規制、外来生物輸入規制等）もあります。

改めて行政実務上の問題として予防原則を考えると、どのような実務において認められるかが問題になってきます。法律、条例の立案の段階での検討、計画策定の段階での検討、長の裁量処分の段階での検討、さらに裁判所の審査において認められるのか否かという点。様々な段階が考えられますが明確ではありませんでした。特に長の裁量処分の問題としては目的と手段が均衡しなければならない比例原則、さらに平等原則。このような一般原則が認められ、これらと予防原則の関係が問題になります。そして予防原則が認められるには、条文のみならず科学的な裏付けが必要になることは確認されなければなりません。水循環条例における予防原則の規定は既に見ましたが、今回の裁判における町長の認定処分に対する判断には、この予防原則の規定の必要性を裏付ける、鳥海山の地下水・湧水に関する科学的な調査に基づく事実があつたことは確認される必要があります。

## 【今後の課題】

今後の課題についていくつかお話しします。（図8）第1に遊佐町水循環保全計画（7条1項）の改定・見直しです。町民の皆様にはあまり知られていないと思いますが、計画の項目として、目標及び町の施策等に関する事項等について、今後の改定の過程で関心をもっていたいただきたいと思います。第2に規制対象事業について町長の認定（17条1項）に係る認定の基準です。これまで要綱で定めていますが、これは行政の内部基準である審査基準であり、町民・事業者の権利義務に係る内容としては、条例の施行規則とする見直しも

## 今後の課題

- 条例条文に係る内容
  - 遊佐町水循環保全計画の改定
    - 項目ごとの点検、目標設定
    - 町総合計画との関係
    - 事業管理（PDCA）
    - 改訂過程における住民参加
  - 認定基準(要綱)について施行規則化
    - 条例によつてのみ権利の規制、義務づけ
  - 調査研究の継続
  - 水循環遺産の指定 県百選との整理
  - 普及・啓発資料
- 条例以外の内容
  - 表流水に係る施策 水循環としての整理

図8

必要でしょう。第3に予防原則で触れたとおりで、水循環保全計画の内容にも関わりますが、今後の遊佐町の水循環に関わる施策の基礎として、やはり科学的な根拠となる部分が必要になるという点で、調査研究が継続される必要があります。さらに、第4として、水循環遺産の指定（26条）等、これまで十分でなかった様々な普及・啓発の部分も見直される必要があろうと思います。

なお、全国の自治体の水循環の保全に係る基本計画は、これまでも一定程度確認されています。国では水循環基本計画が策定され、内閣官房水循環政策本部のウェブサイトでは毎年公表され、2022年までで65計画が示されています。ただ、山形県は県も市町村もないのが現状です。しかしながら、これまでも遊佐町では様々な湧水・地下水保全の活動がなされ、条例制定、計画策定もされている。そういう点では必ずしも遊佐町の取り組みが全国にアピールされていないのではないかと、ということも今回確認したところです。今後の町の施策、町民の皆様の活動ではこのようなところも意識していただきたいというのが希望です。

### 【水循環条例が示す遊佐町の自治の姿、発展の方向】

以上、水循環条例の制定の経緯から条例の概要・特徴、課題を見てきましたが、まとめとして、条例制定の勉強会から今日までの12年間の町・町民の皆様の蓄積を通して、遊佐町の地方自治の姿を確認したいと思います（図9）。

自主条例による事業・土地利用の規制については、これを避ける自治体も多いのですが、健全な水循環の保全を目的として合憲性・適法性が確認されたこと、土地利用についての条例の役割の確認が重要です。そして、「PLAN DO SEE」についてですが、先に見た条



## 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例が示す自治の姿

- 自主条例による事業(土地利用)規制の適法性の確認
- 自主条例のPLAN, DO, SEE
- 基本計画による施策のPLAN, DO, SEE
- 予防原則と科学的合理性のバランス
  - 行政による調査研究の継続・重視
  - 科学(自然科学・社会科学)と行政の連携
- 水循環保全から、遊佐町の地域空間管理へ
  - 地下水と表流水が一体となった流域空間の管理
  - 鳥海山頂から山麓、釜磯、防風林、沿岸域まで
    - 所有者不明土地、放置森林、耕作放棄地 等

図9

例制定だけではなく、様々な行政計画の中の施策についても、このような管理の視点から確認されることが必要になります。

また、予防原則を改めて考えますと、予防原則が認められたら事実が曖昧でも規制できるということではなく、予防原則と科学的な合理性は常にバランスが必要になってくる。先ほども触れましたがどこまでが科学的な調査の限界か明らかにする点において、今後も町の行政による調査研究は継続してそれを確認することが重要です。これは広く考えると科学と行政の連携ということでもあります。これまでの地下水にかかわる自然科学との連携はもちろんですが、一方で行政に関わる法学、政治学、行政学といった社会科学との連携も必要になるということです。

今後の展望を考えますと、若干研究上の課題にもなるのですが、これまでの水循環の保全だけでなく、人口減少の時代に地域の土地、空間をどのように管理していくか。地域空間管理という見方が唱えられています(図10)。水循環条例の発展の方向として、今後遊佐町の中で検討の対象となるものと考えています。

12年前、最初の勉強会で条例制定にあたっては、町民の皆さまが鳥海山の湧水・地下水を今後本当にどのようにしていきたいのかということが重要である、と申し上げました。今もそれは変わることはありません。ただ条例制定、条例の運用、裁判への対応という12年の蓄積が、町、町民の皆さまにはあるということです。これを財産として、鳥海山の健全な水循環を次の時代へ引き継いでいただきたいと強く願うところです。

最後になりますけれども、私は県外からやってきて、微力ながら水循環条例制定に携わることが出来たということは、大変幸運なことであったと思っております。機会をくださいました役場企画課の皆さま、それから地域の様々な実情をご教示いただきました町民の皆さま方に改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

## 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例 発展の方向

### 水循環保全から地域空間管理へ

- 水循環基本法制定による法環境の整備
  - 水循環、水の公共性、施策の総合化・一体化 流域管理
- 分権改革後の法律の規律



- **遊佐町条例**による地域空間管理の可能性

- 湧水・地下水保全
- 法定外公共用物(用水路等)の管理
- 2級河川の流域管理
- 海岸部(砂丘・沿岸域)と上流域が一体となった管理

#### 地域特性への対応

狭域

広域

図10

講演（3）予防原則を遊佐町の地下水に適用できた理由と今後に向けて

総合地球環境学研究所名誉教授

中野 孝教 氏

中野と申します。総合地球環境学研究所として紹介いただいたのですが、すでに退職しており、現在は水循環基本法のモデル都市になった福井県大野市の水循環アドバイザーなどとして活動しております。地下水に関しては、全国の自治体が集まった協議会が発足しており、2年後には大野市で開催されることになったこともあり、今日は大野市のアドバイザーとして話をさせていただきます。



今回二つの係争がありました。一つは条例に関する係争、もう一つは科学的診断に関する係争です。ともに予防原則がキーワードになっていますが、科学的係争において予防原則という考えが妥当かどうかという視点で、係争の経緯などについて話したいと思います。今日皆さんにお伝えしたいことは、専門家も私も含めていろいろであり、最終的には自分達でも水循環を調べながらその理解を深めることが大事ということです。

鳥海山には地下水が沢山あると皆さん思っておられるのではないのでしょうか。私の考えは後で申しますけれども、地下水が地下にあるかどうかを考える時一番重要なのは石です。

特に石の透水性、水を通しやすい石かどうかがとても重要になります。例えばレキ岩とか砂岩、あるいは溶岩でもガサガサの溶岩の場合は、雨が降っても水が通りやすい。ところが泥とか火山灰また緻密な溶岩の場合は、雨が降っても表面にたまってしまいます。石の表面にたまった雨は流れてしまったり、蒸発したりして地下に浸透してゆきません。石の透水性が非常に重要になります。

図11は、火山の地下水研究が世界のどのような場所で行われているかを示しものです。太平洋だとハワイとかタヒチ。大西洋だとカナリー諸島。インド洋だとマヨット諸島などで詳細な研究がなされてきました。海の火山は基本的に玄武岩という石でできています。玄武岩の多くはガサガサの溶岩です。なぜこのような火山島で調査されているかという、島で暮らしている人々の多くは、沿岸の地下水を利用しているからです。どういうことが分かってきているかと言うと、島では海水の上に地下水がありますが、カナリー諸島では、沿岸から島内部の山側までつながりあった地下水があり、ところどころで地表に湧出しています(図12)。ところがハワイの場合は、水を通しにくい岩脈が島の中心部を取り囲んでおり、その周辺の山腹域に火山灰が層となって部分的に存在しています。火山灰層の上にある地下水は、山体に宙ぶらりんのよう形態で存在しているので、宙水(ちゅうすい)と言います。宙水からの湧水は浅い地下水です。マヨット島は全部宙水みたいな形態で存在しています(図13)。つまり玄武岩という同じような岩質の火山であっても、地下水の存在形態や存在量は火山の地質によって異なっており、火山ごとに個性があります。世界にはたくさんの火山がありますが、鳥海山は全体が比較的緻密な安山岩質の溶岩で出来ている火山という点が最大の特徴です。つまり地下の石のなかや石の割れ目に地下水が

## 火山の地下水研究

玄武岩(ガサガサの溶岩)の火山島沿岸域(山麓)の地下水資源

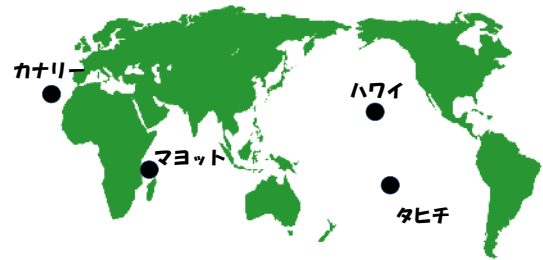


図11

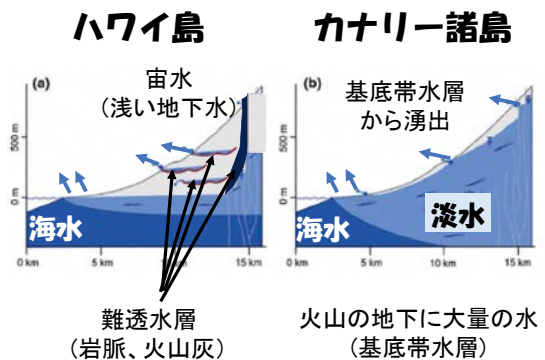


図12

## マヨット島

- 玄武岩という岩質が同じ火山であっても地下水の存在形態は島の地質によって異なる。
- 島弧など安山岩質火山の研究事例は少ない。
- 鳥海山は緻密な溶岩火山
- 地下の地質(石の割れ目)と水の関係が不確実という点で予防原則適用可

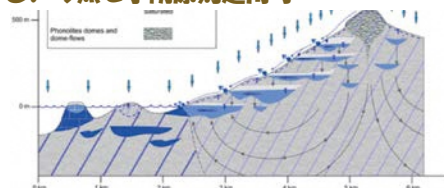


図13



図14



あり、それらの地下水相互の関係はよく分かっていません。岩盤に存在する地下水の分布や流動は不確実性が非常に高いという点で予防原則を適用できる、というのが私の見解です。

図14は10年前の採石場全体の写真です。溶岩の岩盤の割れ目から地下水が湧出していて、それが送水管を通して採石場から排水されています。私が調査し計測したのは採石場の排水ですが、この水の性質を見る限り基本的に岩盤の割れ目からの湧水であり、厚い土砂の下にあるという意味で、深い地下水というのが私や山形県の見解です。一方で業者側は採石場に降った雨が大半であり、あるいは採石場には土砂があるのでその中にある浅い地下水を排水しているという見解でした。この二つの見解が大きな争点で、公害等調整委員会（公調委）によって検討されることになりました。どちらの見解が正しいかは岩盤から出ている水と採石場排水を調べ、比較すれば良いと思うのですが、公調委ではそのような検討はしませんでした。

緻密な溶岩の中に割れ目があり、比較的深い地下水がありますが、採石場周辺には土砂が厚く堆積しています（図15）。そういうところには宙水的な地下水があります。県は前者を深い地下水、後者を浅い地下水とし、岩盤を採石した場合や土砂を採石した場合のリスクについて対応してきました。

図16は私が10年前の鳥海山フォーラムで最初に使ったスライドです。ここに書いてあるように水循環という観点で地下水脈を検討したのですが、水質の話はどうしても専門的になってしまうので、今日は目に見える形で採石拡大のリスクを話したいと思います。最近は色んなソフトウェアが出てきており、地形の特徴を簡単に見ることができます。この図17は1,000mくらいの高度から鳥海山をみた地形で標高を2.5倍に拡大して

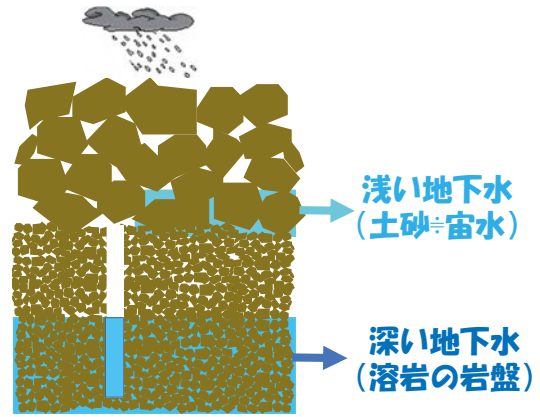


図15



図16



地形解析ソフトで作成した吉出山と鳥海山の概観図

図17

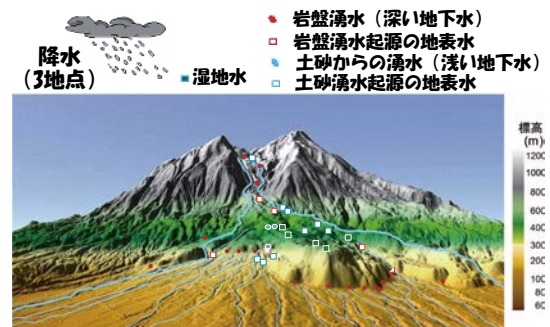


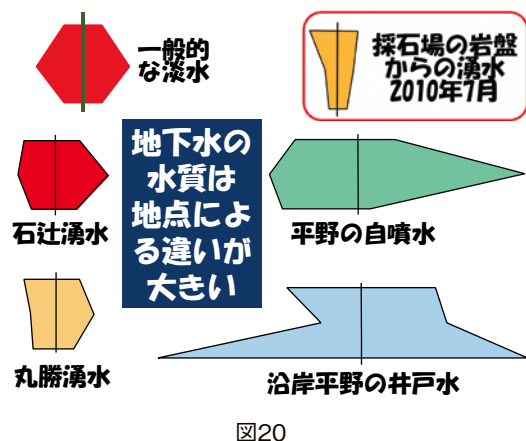
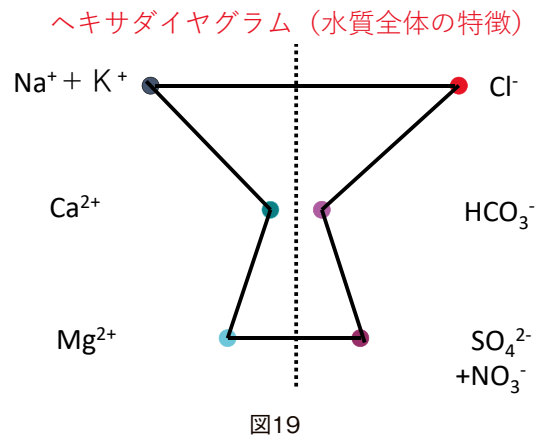
図18

示したものです。標高300m以下を茶色、700m位までを緑色、それより上を灰色から白色で表示しましたが、これを見ると標高700mあたりを境にして、その上は急斜面、それよりも低いところは比較的緩い斜面になっていることが分かります。南ノコマイと南折川が流れており、その間の高まりの部分がいわゆる吉出山になっています。図18の白抜きの赤星が採石場になります。赤丸で示したのは、岩の間から出てきている湧水で、吉出山にはたくさんあります。この図を見れば、100mほどの間隔で岩盤からの湧水があることがわかると思います。なので採石場の範囲を広げ、岩盤を採石していけば、新しい割れ目にあたってしまうリスクが非常に高いことが、地図を見るだけでも分かります。これが第1点です。

水質を改めて解析した結果を話しますが、多くの地点で湧水、湧水を起源とする川の水、そして吉出山に特徴的な湿地の水を採取しました。岩盤の上の土砂からの湧水や、それに由来する小さな川の流れもあり、平野の水も含めて155地点、合計300近い試料を採取し、それに対して主要成分とか同位体比などを分析し、それらを地質や地形と合わせて総合的に検討しました。一方業者側も採石場の水を含めた10数地点ほどの試料について主要成分や一部同位体比も計測しました。

今後も水質のことが話題になることがあるかと思うので、簡単な説明をしておきたいと思います。水にはいろいろな成分が含まれています。それは陽イオン、生物で言えばオス、それから陰イオン、生物で言えばメスを特徴付けるような成分が含まれています。水の99%以上に含まれている成分は、陽イオンとして3つ、陰イオンとして3つに分けることができます。それをどのように表現するかと言うと、このような中心線があって、ある成分が多ければ中心から離れる、少なければ中心に寄せる、それを結ぶと六角形になります。6のことをギリシャ語でヘキサと言うので、このようにして水質全体を表現した図をヘキサダイアグラムといいます(図19)。特に注目していただきたいのは、図の上と真ん中の成分です。一般的な淡水の水質は真ん中の成分が一般に多くなります。例えば石辻の湧水は一般的な淡水に近い、ところが丸勝湧水は少し違う。平野の自噴水、沿岸平野の井戸水といったように、地点によって水質が大きく違うことを、このような水質全体を形にした図をみれば分かります(図20)。

図21の一番上は2010年7月に採取された採石場の岩盤から出てくる地下水の水質のヘキサダイアグラムです。人間で言えば肩のところが出ていてお腹のところが締まって



いるような形をしています。これが岩盤からの湧水ですが、業者側はこの岩盤の湧水と採石場の排水について三例示しました（図21の2段目）。排水の形は岩盤湧水の形と違う、だから採石場の排水は岩盤湧水ではないと主張しました。排水には採石場内の雨起源の水が入っているから岩盤湧水とは水質が違うのだ、という主張でした。

採石場に入れないので、岩盤湧水を採取できなかったのですが、私が採石場の排水を調べるとこんな形（図21の3段目）になっていました。吉出山の南麓にある白井水源と胴腹滝の湧水は全体的にほっそりした形をしています。中には採石場の岩盤湧水と似た形のものもあります。こう見ると業者側が言う岩盤湧水の水質は、採石場排水でも結構似ている時もあるし、南麓湧水にも似ているものがある。胴腹滝でも似ている時がある。つまり地点によって水質は大きく違うけれども、同一地点の湧水でも時間的にわずかな水質変化がある。だから、わずかな数地点の湧水の水質だけを見て、採石場排水が岩盤湧水ではないと言えるのか、ということになります。

先程も言いましたけれども、岩盤湧水と排水をもっとよく調べればよいのですが、公調委でも調べるのは難しいのかも知れません。公調委は、採石場でのボーリングの実施を指示し業者側の大学が実施しました。そこで得られたボーリング孔に染み出てきた地下水の水質結果が図21の一番下に示した2例で、一番左側はその時の採石場の排水です。ボーリングをしたときに周りの岩盤から染み出てきた地下水の水質は、このようなヘキサダイアグラムをしていたということです。これを見ると採石場の排水とそれほど大きな違いはないです。採石場の排水には時間的な水質変化がありますから、それは岩盤湧水そのものだという我々の主張は、ボーリングの結果からも支持されるのではないかと思います。

業者側が言うように、もし岩盤の湧水と採石場の雨が混合して採石場の排水になるといふのであれば、どんな水質の雨なのかを示さなければいけないと思います。しかしそれは一度もありません。一方、我々が調べた採石場に近いうる月光川ダムの雨のヘキサダイアグラムは図22のような形でした。夏はほっそりしていますが、冬は肩の部分にあたるナトリウムと塩化物イオンが特に多くなっているのが雨の特徴です。しかし水質の異なる雨がいくら寄与しても、採石場排水を特徴づけるカルシウムや重炭酸イオンが増えることはないです。大量の雨が加われば加わるほど、採石場の排水の水質にはならないということが、この形を比較して見れば分かると思います。

それから採石場に降った雨が地下に染み込んで、土壌や土砂の中に入っていくという可

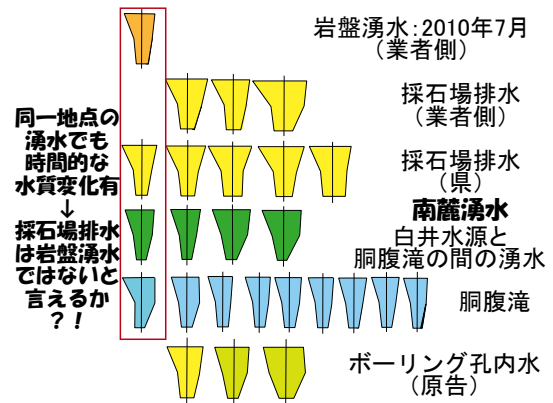


図21

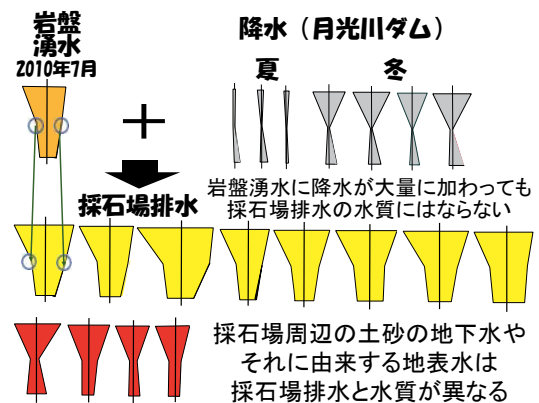


図22



能性ですが、そのような主張をするならば、それがどんな水かを調べてその水質を示すべきだと思います。ですが、そのような事例も示さない主張でした。我々は採石場周辺の土砂からの浅い地下水やそれを起源とする表流水、業者側も1カ所調べてありますが、このようにカルシウムや重炭酸が少なく（図22の一番下）、ケイ素なども少ないです。そのような浅い地下水がいくら加わっても、採石場の排水や岩盤湧水になることはありません。

いっぽうでボーリング調査により、不確実でわからなかったことも分かってきました。図23は十年前の鳥海山フォーラムのときに示した図で、地下水がどういう方向に流れ、平均的な涵養標高がどのあたりかということをお話

しました。今回のボーリング結果も、基本的に採石場の地下水は北北東から南南西に流れているということで、予想したようにおおむね溶岩の流れの方向と一致していることがわかりました。それを基に採石範囲を拡大して行くと危険と言ったのですが、湧水の涵養域に対しても業者側からの反論を浴びることになりました。私は採石場の岩盤湧水は、採石場からそれほど離れていない上流域に降った雨や雪を起源としており、胴腹滝はもう少し上流の方に涵養域があると考えています。白井水源の水はかなり低い所から来ている、といった話をしたのですが、それが間違っているという反論です。

湧水や地下水がどの辺のところに降った雨や雪であるか、どのようにして分かるかと言うと、10年前もお話しましたが、雨の水質が標高によって変化するという特徴を利用します。風上側と風下側といった地形的な要因もあるのですが、標高によって大きく変化する水質成分があります。雨や雪は地下に浸透していきますが、標高の低いところ、高いところ、真ん中ぐらいのところ、どの辺に降った雨が湧水となって地表に現れるのかが重要になります。雨や雪が地下に浸透し地下水となって流動すれば、当然石と反応するので水質は変わりますが、その過程でも全然変わらない成分があります。石に含まれていない成分です。石は水を含んでいませんが、水は水素と酸素でできており、水素と酸素の同位体比を調べるのが一つの方法です。それから遊佐の場合は日本海に近く、海水に大量に含まれる石には含まれていない塩化物イオンも有効で、標高が高いところと低いところで濃度が全然違います。そういうものを比較することによって、どのくらいの標高からの降水であるのかを推定できます。

今回改めて標高と塩化物イオン濃度の関係を、地形的な解析を加味して示したのが図24の左側です。水素同位体比を取ると右図のようになりました。採石場の排水の涵養域の平均標高は、水素同位体比だと500mぐらい、塩化物イオンだと300mぐらい、平均すると400mぐらいになります。この他に酸素同位体比も含め、4つの指標を利用し改めて再解析した結果は約450mぐらいですが、10年前の結果と大差ありません。こ

### 業者のボーリング調査 地下水の流向は溶岩流 の方向と概ね一致

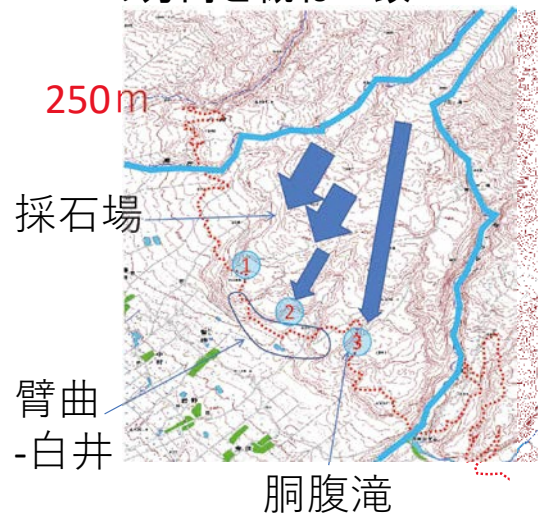


図23

れに対して、そんな近いわけがない、もっと高いところから涵養されている、というのが業者側の主張でした。

その反論の根拠も弱いと思うのですが、地形的な観点からも湧水の涵養域を評価できます。川に常時流れている水は地下水が地表に現れたものです。南折川は下流地点でも平均涵養標高が吉出山湧水より高く、南ノコマイの場合はもっと高いところの降水を起源としています。逆に言えば、吉出山を区切る両河川水は、吉出山の地下にはあまり入ってきていないのではないかというのが私の見解です(図25)。地形からも吉出山湧水の涵養域が山腹の緩斜面にあると評価できます。

もう一つ反論されたのは、遊佐町側は具体的な科学的データがない、採石に伴うリスクに関する知見がないではないか、ということでした。業者側は排水について、水温や水質を連続的に測定できるロガー装置を設置して結果を出し、それを基に議論している。そういう科学的データが遊佐町側にはない、という反論でした。そのような反論をされると、やはり何か対抗できることをしなくてはならないということで、1年半ぐらい前から県と町が協力して、調査を可能な限りしました。水温を測るとやはりそんなに大きな変化はないです。採石場排水の水温は、夏の暑いときでも冬の寒いときでも大体10℃ぐらいです。胴腹滝だと9℃ぐらいですから、どう見ても地下水です。

図26の横軸は採石場の排水量を示したもので、毎分数10リットル、多いときだと600リットルを超えることもありました。縦軸に示した白井水源の湧水量と比較すると、多少ばらつきますが、全体的に採石場の排水が少なくなると白井水源の湧水量も減っています。夏の期間しか計測できなかったのですが、こういう関係があることから、白井水源の地下水と採石場の排水の地下水はやはり繋がっている、といった事が分かってきました。水質的にも水量的な面からも地下水として繋がっているようで、岩盤を採石したら危ないという我々の主張を支持する結果が得られています。

もう一つ、土砂や岩盤の上のところだけは採石しても良いのではないか、そういう主張もありました。それに対してですが、吉出山の特徴はその地形にあります。鳥海山の北

小流域の湧水の  
水素同位体比 ( $\delta^2\text{H}$ ) と  
塩化物イオン ( $\text{Cl}^-$ ) 濃度と  
流域の平均標高との関係

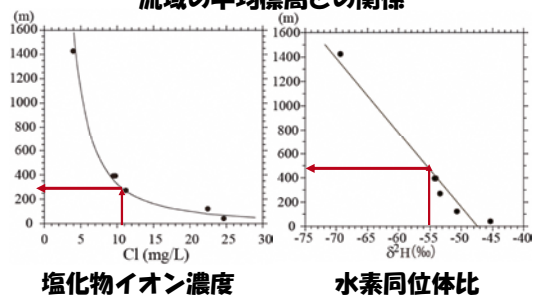


図24

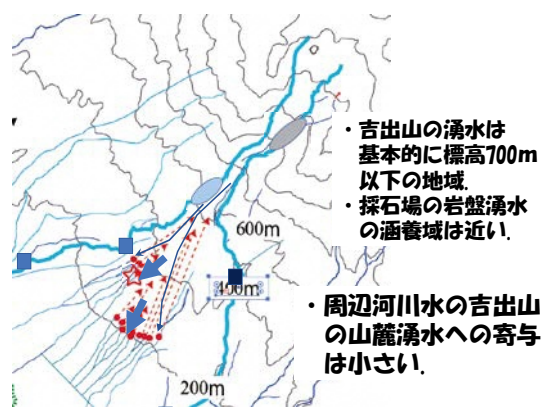


図25

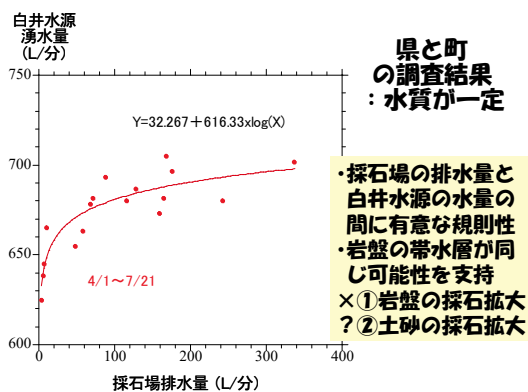


図26

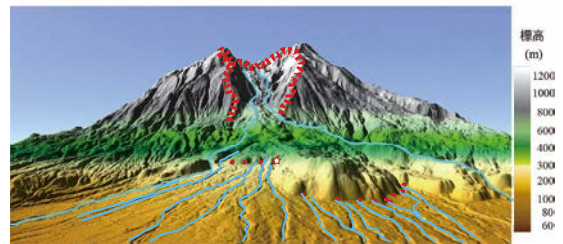


側に大きな土砂崩れが2200年前に発生しました。それが象潟の九十九島を作っていますが、巨大ながけ崩れ、山体崩壊と言いますが、それが起きました。吉出山の上流は地形的に図27のように窪地になっています。これはカルデラと言いますが、これも大規模な山体崩壊が起きたためです。その後に溶岩が噴出してできたのが吉出山で、大体9万年くらい前と言われていています。カルデラは地形的には窪地ですが、上から見ると、図28のようになっています。鳥海湖や鍋森があり、そこから溶岩が流れています。カルデラ内の断面図(図29)を見ると、このように250mほどの急な崖になっており、その底に厚さ30mほどの溶岩があります。このような地形なので、カルデラ内に降った雨は、一部は地下に入るかもしれないですが、急斜面も基本的には緻密な溶岩ですから、南折川や南ノコマイ沢に入ってしまう。この溶岩に入る雨は非常に狭い範囲です。つまりカルデラの東側に降った雨は基本的には、南ノコマイから月光川に入ってしまう。カルデラの西側斜面に降った雨や雪は南折川に入り流れていくので、カルデラ内、地形的な窪地の降水は吉出山には入りにくいことが分かります(図30)。それは、先程述べた我々の水質の結果とも非常によく合います。

一方、カルデラの下流側はどうかということですが、溶岩が扇型に広がった地形(図31)をしています。吉出山は3回の溶岩流でできたと考えられています。溶岩流の端の低い部分を川が下刻していますから。地形的に両河川水が大量に吉出山に入ることは考えにくい。河川からの伏流水も部分的にはあるかもしれませんが、地形的にも少ないと言えるだろうということです。

それから先程申し上げた湧水の涵養域、図32をよく見ると皺のようになっていることが分かります。これは溶岩皺と言われるもの

**カルデラ**  
(巨大ながけ崩れ：約9万年前) ~700m



吉出山を作った火山活動：約9万~2万年前

図27



図28

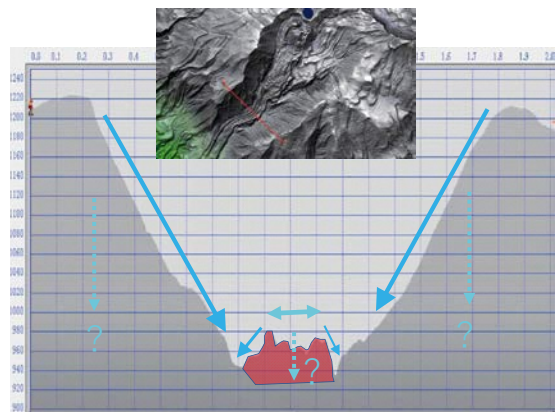


図29

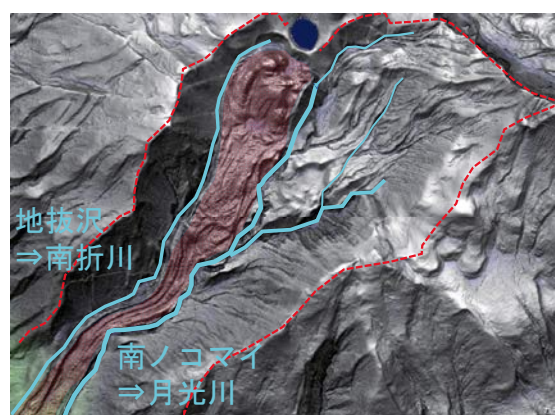


図30



で、その断面（図33）はこのように多くの凹部になっています。溶岩は急斜面を一気に流れますが、緩斜面では粘り気があるため波打ちながら流れるので凹部が発達するという訳です。最後は急な100mほどの崖になっており、その先端から南麓湧水や西麓湧水が見られます。緩斜面の部分拡大すると5mくらいの高さの窪みがたくさん出来ていることがわかります。窪みですから、上流から運ばれてきた土砂が堆積しやすいこととなります。もしこういう地形でなかったならば、上流からの土砂が一気に下まで流れて行ったかもしれません。窪地になっているので土砂が堆積しやすいし、緻密な溶岩の上に窪地があるおかげで湿地もできやすいということです（図34）。溶岩との間に浅い宙水的な地下水が生まれ、その下の岩盤へと地下水が浸透して行きやすいので深い地下水が生ずるということになります。

土砂と溶岩の地下水の水質は全然違うということを先程話しましたが、この窪地というのは水たまり的な役割をしています。降った雨が流れず窪地に溜まり、浅い地下水を作る。あるいは湿地を作る役割をしているということです。そこから岩盤の割れ目などに浸透して深い地下水となるわけですが、もしこういう地形が取り除かれてしまったら、水は地下に浸透しにくくなるので、これら土砂が無くなると、岩盤の地下水への涵養も弱くなり、涵養効果が失われてくると予想できます。

鳥海山はほとんど溶岩でできているのが特徴の一つですが、吉出山では溶岩の下に凝灰角礫岩という比較的水を通しやすい層があることが分かっていました。それは今回の業者側によるボーリングの結果からも明らかになりました（図35）。凝灰角礫岩は水を通しやすいですから、比較的流程が速いです。業者側は、採石場の岩盤から出てくる水は、この凝灰角礫岩を流れる地下水が上昇してきた



図31

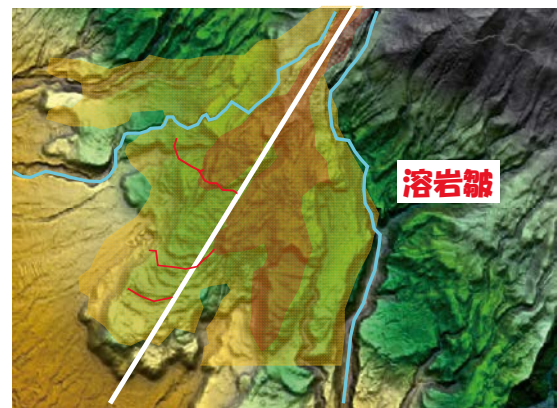


図32

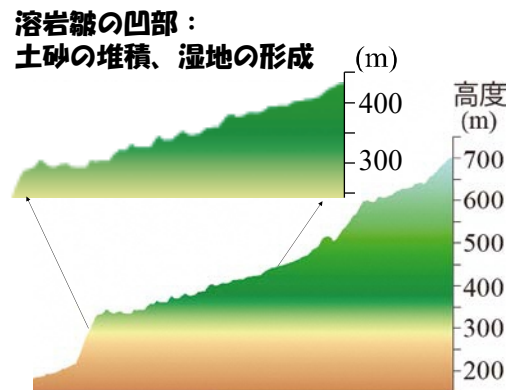


図33

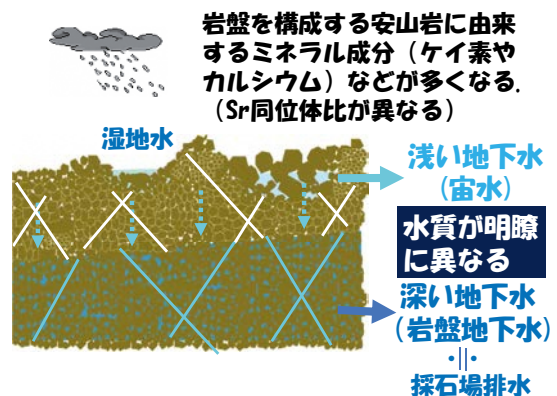


図34

と主張しました。つまり凝灰角礫岩の地下水は被圧地下水といって圧力がかかった地下水で、それが上昇してきたと言う訳です。深い所にある地下水が上昇してきているので、その上位の岩盤を採石しても多分大丈夫だろうと主張したいようです。県にどう思いますかと聞いたら、被圧地下水なら帯水層を掘削した時に水位が急上昇するのにそうではないから被圧では無いですよ。と言う返答でした。私はこの返答を聞いた時に、そこまで理解されているなら大丈夫だろうと思いました。3年間で県はたくさん勉強をされ、私も改めてデータを解析したり、火山の地下水を勉強しました。その結果をこのような国際的な学術誌（図36）に掲載できましたが、県との対応によるものです。学術誌ですから、採石場の排水に限定したものではないですが、採石したら新たな地下水脈にあたる可能性があるといったことを指摘してあります。詳細を述べる時間はないですが、なんとか学術誌に報告できたので、今後の地下水保全に役立てて頂ければと思います。

重要なのは、鳥海山で地下水がどのように存在し流動しているかをさらに明らかにすることです。鳥海山の上流ではデータが不十分で分からないですが、ボーリング調査の結果からも、吉出山の地下水資源はそれほど多くないと思います。吉出山麓の湧水の涵養域は低標高域で水資源量は多くないからこそ、水を大事にする必要があるのではないかというのが私の見解です。

私が10年前に行った地下水診断がそれほど誤っていなかったことは、今回改めて地形や地質について解析したところからも明らかになってきました。そして、吉出山というのは上流がカルデラで、いろいろな種類の水が見られ、生態学的にも水文学的にも非常に面白い地域で、学術の宝庫であるということを指摘しておきたいと思います。専門家の見解はいろいろですが、水資源がそれほど多くないということについては、公調委も同じような見解でした。調査を進めることで段々と色々な事がわかってきて、不確実性が無くなってきたということです。予防原則をこれからも使えるのか、将来地下水リスクはないのか、そのためにはどうしたらいいかということで、最後にモニタリング学習というのを提案しておきたいと思います。

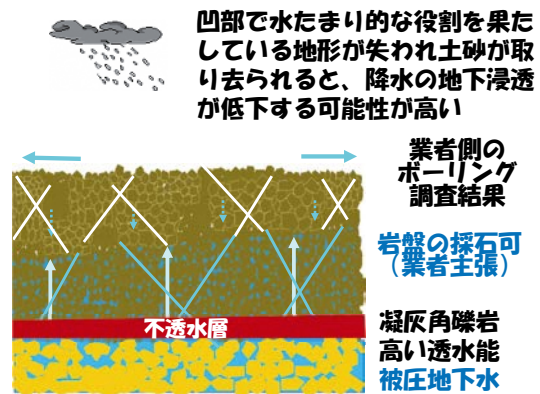


図35



図36

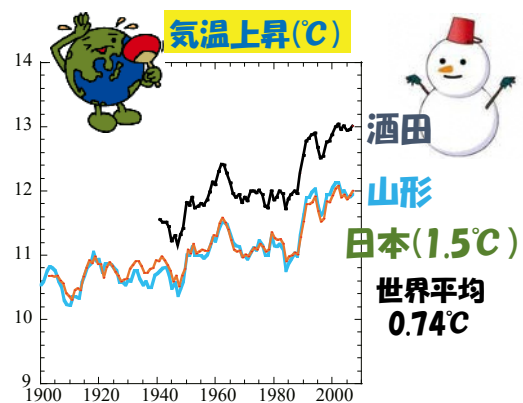


図37



私が初めて遊佐町に来た時に、モニタリング学習の話を少ししました。「鳥海山の地質と生き物をつなぐ水」というタイトルで話をしたのは2008年の11月でした。このときに、過去100年の山形市の平均気温の図37を示し、酒田は1℃くらい高いけれども山形市と同じような変化をしていること、山形の気温変化は日本のアメダス1300地点の平均値と大体同じで100年で1.5℃ほど気温が上昇しており、これは世界平均の2倍近いペースであることを紹介しました。遊佐町は日本の温暖化を代表しているから、温暖化といったグローバルな地球環境の変化にこれから目を向け、対応してゆくことも必要になると申しあげました。今年山形でも豪雨がありました。極端な豪雨あるいは渇水があると予測されていますが、もう一つ重要なのは雪です。世界各地、日本海側でも雪が少なくなると言われています。

酸素同位体や水素同位体の話をしましたが、図38は横軸が酸素同位体比、縦軸が水素同位体比で、降水や遊佐の湧水や河川水を示したものです。時間も無いので細かい説明は致しませんが、遊佐町は北日本の日本海側の世界でも有数の豪雪地帯にあります。日本海側の雨の水質は特徴的な季節変化をします。図の黒線は冬の12月から2月頃までの降水、つまり雪を示しています。一方夏の雨は赤線で示してあり、夏と冬では雨の水質に大きな違いがあります。1年間の雨の平均値は、赤の破線で示したところにプロットされます。一般に多くの地域では夏と冬の降水の質と量から、年平均はこの赤の破線にプロットされるのですが、遊佐町の地下水や川水はこのラインの上、冬の降水側に寄っています。つまり地下水には、冬の雪の寄与が大きいということです。雪は徐々に溶けながら、地下に浸透していきます。一方夏は1日100mmとか1回のイベントでも100mmといった豪雨になることがあります。鳥海山は緻密な溶岩でできていますから、強い雨は地表を流れて河川に流入してしまい、雪に比べて地下に浸透しにくいことを話しましたが、この図は、雪の方が地下水になりやすいことを示しています。

温暖化が進むと雪が少なくなるといわれていますが、特に少なくなるのは標高が高くて気温が低いところより、山の中腹以下とされています。吉出山の地下水は標高700m以下に降った雨や雪を起源としていますから、今後は雨や雪の降り方を見て行くことも、とても大事だと思います。

最後のまとめに入りたいと思います。予防原則が一つのキーワードでした。予防原則というのは、因果関係や影響の及ぶ範囲などに科学的な不確実性があっても、現状のままだと大きなリスクを生じかねないので、予防的な観点から対応や対策を講じる必要があるという考えです。地球環境問題で言えば、オゾンホールのように成層圏に穴が空いた原因はフロンガスの可能性が強いので、その使用をやめることで地球環境全体のリスクが少なくなったことなどは予防原則的な対応でした。地球温暖化も世界が抱える大きな問題ですが、4、50年前に二酸化炭素が原因と言われても「本当か」という研究者も多かったですが、

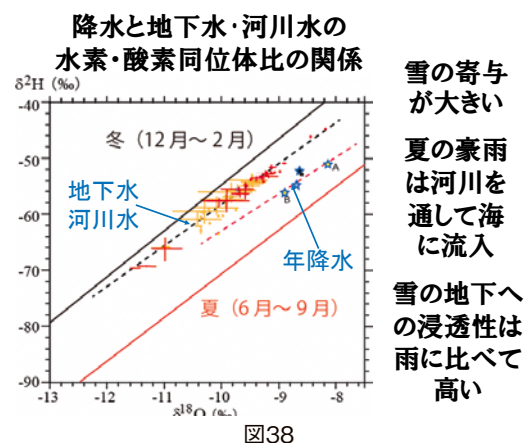


図38



今では既成事実になっています。なので地球温暖化に関して予防原則とは言わないと思います。この半世紀余りの間に、科学的な観測がなされ知識が増え不確実ではなくなってきたからです。しかし温暖化に伴い、どのような気候変動が起きるのか、雪が減ると言われますが、本当に温暖化影響なのかは地域によって不確実であり、まして地域の水循環にどのような影響を及ぼすと言ったことまでは十分にわかっていません。

予防原則をこれからどう活かすかを考えるとき、グローバルな視点で活かすというのが、一つと思います。どのように活かすかですが、

図39は採石場の排水について藤井の公民館で最初に使ったスライドです。「山と湧水の学習会」ということで話をしました。予防原則を地下水に適用したのは遊佐が初めてですが、我々が利用する地下水は平野を流れる地下水であり、そのような地下水に予防原則を適用するというのは余りないと思います。平野の地質は砂とか粘土などの地層でできており、調査や研究がたくさんされています。もちろん未知の部分はある



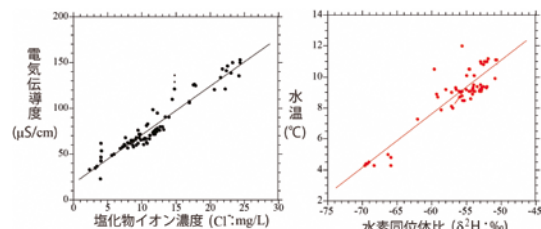
図39

りますが、地下水の分布や実態がわかってきており、そのような地下水に予防原則の適用は難しい。けれども岩盤の割れ目や亀裂に存在する地下水には使えます。まだまだ未知な点が多いからです。遊佐町の条例は山地の岩盤地下水と平野の水とを一体的に関連づけており、両水を中心とする流域の水循環の実態をさらに明らかにしてゆくことが、予防原則の考えを活かすことかと思えます。この学習会の時点では少しのデータしかなかったですが、それでも採石場の排水が南部の湧水である白井水源の水と似ていると話すことができました。学習会には多くの人に参加されていて驚きましたが、皆さん真剣に聞いておられました。

科学データはすごく大事ですが、それと共にデータに基づいた科学的診断と、その正しさについての共通理解がそれと同じくらい大事だということを、今回ますます強く実感しています。地域力あるいは自治力といった地域で力をつけていかないと、これからのグローバルな変化に対応できなくなってくるのではないかということです。

遊佐の貴重な水は次の世代に繋げなければいけません。図40の右の図は、だれでも計測できる水温と大学などでなければ計測できない水素同位体比との関係を示したもので、水温が低ければ水素同位体比も低くなっています。左の図は、塩化物イオン濃度と電気伝導度の関係で、良い相関が見られます。湧水の水温や電気伝導度を計測するだけでも、先程示したどのあたりに降った雨や雪であるのかをある程度推定できます。小学校4年で気温を学習しますし、

湧水の水温と水素同位体比 (右図) と 電気伝導度と塩化物イオン濃度 (左図) の関係



湧水の水温や電気伝導度を計測すれば 涵養域(湧水が生れる地域の) 平均標高を推定できる!

図40

水温の計測は小学生でも可能です。中学生では電気伝導度に関することを学習します。今

回は地形の話をしましたが高高度で安価な地形解析ソフトウェアなども利用できる時代です。こうした簡易機器や道具を用い、電気伝導度計などで水の特徴を知り、水の繋がりである水循環を明らかにして行くような学習を企画し継続することで、地域の資源を守り活かす力を付けるというのも一つではないかなと思っています。

私は72歳ですが、大野市で小中学生とそのような活動をしており、この年になっても実際に計測しデータを比較して行くことで学ぶことが沢山あります。今年、大野市の山にあるレストランに行った時に手にしたパンフレットから、このような海外の森のことわざに出会いました。「聞いたことは忘れることなり。聞いて見たことは覚えることなり。聞いて見て体験したことは理解することなり」確かにそうです。そして最後に書いてあったのが「聞いて見て体験して発見したことは身につくことなり」という言葉で、これは良いことわざだなど、研究と言うのはまさにこのことを言っています。

人間社会も自然環境も不確実性が高く、地下水にはじめて適用した予防原則の考えを地域力・郷土力に育てるのが、遊佐の使命のように思います。文部科学省もそういうことに気づいていて、1990年頃から顕在化した地球環境問題に呼応して、環境とか国際、健康とか福祉などの新しい問題に対して、探究的で体験的な学習が必要ということで、小中高で総合学習の時間が設けられています。自然の理解、探究的能力の養成を目的とするような体験学習の企画も、これからの遊佐の湧水条例を生かす1つの方法だと思います。特に次世代を考えれば、総合学習の時間の中に、先程言ったような自分たちでも可能な方法で、水に限らずいろいろなことを調べ、得られた知見を次に繋げられるような、モニタリング学習と言いましたが、そのような学習を企画・継続していったらどうか、というのが私の一つの提案です。長くなりました。ご清聴ありがとうございました。

#### パネルディスカッション ～ 鳥海山麓湧水のこれまでとこれから ～

コーディネーター：	岐阜協立大学地域創生研究所教授	森 誠一 氏
パネリスト	：東海大学法学部准教授	内藤 悟 氏
	総合地球環境学研究所名誉教授	中野 孝教 氏
	遊佐町長	時田 博機

#### ○森 誠一氏

(岐阜協立大学地域創生研究所教授)

皆さま、おはようございます。本日はよろしく申し上げます。今回の裁判に関しましては、私は全くタッチしておりませんが、なぜ岐阜から遊佐まで来てこの場にいるかということ、自己紹介を含めて少し説明させていただきたいと思います。私は環境生態学を専門としております。遊佐町には



1992年より来町して、特に湧き水とそこに生息する淡水生物の研究をしてきました。また一方で、各地の環境保全にも関わり、全国規模の湧水保全フォーラムを組織いたしており、これまで8回ほどそのフォーラムを開催してきました。皆さま、覚えておられるでしょうか。そのフォーラムは遊佐町でも開催し、その折、私も実行委員として参加させていただきました。こうしたご縁があって、今でも伺っている次第です。

今回、このフォーラムのパネルディスカッションということでもありますけれども、今日は各登壇者のお立場あるいはご見識に基づきまして、今回の裁判結果、あるいは今後の対応について発言をいただければと思っております。このフォーラムは、健全な水循環を次世代に伝えるという意識を参加者の方々に明確にもっていただく場として、また同時に最初の町長のご挨拶にございましたように、そのスタートラインという場になればと思っております。環境省あるいは国土交通省的な意味で言うところの健全な水循環の定義というのがありますが、ただ今日のご登壇いただいた3人の先生のお話にもありましたように、遊佐ならではの健全な水循環の実状があり、具体的問題があれば検討・解決に向けて住民とともに進むことが求められていると思えます。

本日は、会場から先ほどの発表への質問をいただいております。こちらを私の方で選択をさせていただいて、先生方に回答いただければと思っております。2、3という形になろうかと思いますが、ご了承いただければと思えます。それから、登壇いただいた内藤先生、中野先生の方から町長へ提案等をしていただき、町長から回答いただくことにしたいと思います。最後に、私の方から本日のまとめとして、スクリーン画面を用いてお示しをしたいと思いますところですので。

さて、いただいた最初の質問ですが、沢山書いていただいたのですけれども、ここでは感想の部分だけで大変恐縮です。「フォーラムの中身が実に充実しており、勉強になりました。有難うございます」ということで、これはまさに登壇いただいたお三方の先生の遊佐町におけるこれまでの活動の賜物になろうかと思えます。

それからもう一人の方、「湧水エリアというのは海まであるのか」という質問がございます。それと、水源が壊れた場合どんな影響が考えられるかというご質問で、これは地下の変動の何かで現況が壊れたという意味でしょうか。中野先生から、このご質問の意味を解釈していただきながら、回答をいただけますでしょうか。



#### ○中野孝教氏

私は確認しておりませんが、釜磯のところはかなり湧水が出ていますし、その先にも湧出しているところがあると思います。それがどの程度の広がりを持っているか、どの程度の範囲かは分かりませんが、海底湧水がかなりあると聞いていますから、確実にあると思います。海は地下水で言えば流出域に当たります。今日の話は山の話で、



山に流出している湧水でしたが、視野を広げれば山の地下水は、平野の地下水の涵養域にあたり、河川水になったりしながら、最後にその一部が海底湧水になっていると思います。ただ、講演時にも言いましたが、平野の地下水だったら分かりやすいのですが、山と平野の地下水のつながりはまだよく分かっていません。その先の湧水エリアまで含めて、流域規模の水循環を構成していると思いますが、まだ分からないことが多いというのが実情と思います。

○森 誠一氏

現象としては沿岸、あるいは海の中にも湧水はあると。

○中野孝教氏

それはあると思いますよ。

○森 誠一氏

ありがとうございます。次にいただいたご意見として、本日の参加者が少ないのではないかとということで、住民への周知や連携をもう少し進め、もっと住民参加できるような機会をお願いしたいとの内容です。地域住民に情報共有いただけたらというご意見かと思います。これは行政の方に対するお願いということになるのでしょうか。加えて本日のフォーラムを経て、今後の活動や展望について検討いただきたいとのことです。行政におかれては、よろしく今後の検討事案としてご対応のほどをいただければ幸いです。

最後にもう一方だけ紹介させていただきたいと思います。これは中野先生と内藤先生、両先生にということのようです。中野先生から学者もいろいろということであったが、学者によっては業者の立場、産業振興からどう述べるかということもあろうかと。その時、学者の誠実さや価値観が問われてくるけれども、先生はどの様な立場で研究を進めるべきか。ということで、社会情勢を前にして、学者としての姿勢や信念に関連する部分だと思っています。よろしく願いいたします。

○中野孝教氏

その人がどのように生きたいかということで、特に学者に限らない話だと思います。私は学者という研究や教育を職業にしていますが、一番大事なのは、事実をしっかりと明らかにすることと思っています。業者側がいろいろな反論をしたと言いました。もちろん反論されるのは決して気持ち良いものではないですが、見解の相違は専門家に限らず常にあることで、それに対して異論とかは全くないです。ただ残念な質問が多かったというのが、この3年間の中で感じたことです。

○森 誠一氏

ありがとうございます。社会情勢にどのような立場で言及するのかということは、自身が取られた研究成果に基づいて理論を立て、淡々と接するということになりましょうか。

○中野孝教氏

私は水の専門家ではなく、もともとは石の専門家です。地質出身で、しかも鉱山で研究をしてきた人間です。鉱山にある鉱石は、水が石になったもので水の化石です。今回は石という地下資源と地下水という地下資源のどちらが大事かを問われた、と私は思っています。採石による産業振興と生活や農業の持続に不可欠な地下水保全、どちらも重要です。環境問題には二つの側面があり、吉出山では石より水に高い価値があると考えていますが、日本では学問として石の分野と水の分野は分かれています。環境研究ではどちらも対象となるので両方を一緒に考えなければなりません。私は石屋としての専門性をもとに石と水の関係の研究していますが、このような機会を与えていただき、自分のレパートリーを広げ、深めることができ、いろいろ勉強させていただきました。望んでこういうことをしたわけではないのですが、3年間あるいは5年間の係争との関わりの中で、遊佐町の人たちにはいろいろお世話になりました。町民や職員の方にいろいろ手伝ってもらいましたし、いろいろな反論を受けることによって学びも多かったです。この歳になってもいろんな勉強をさせていただいたということに関して非常に感謝しています。ありがとうございます。

○森 誠一氏

ありがとうございます。内藤先生いかがですか。



○内藤 悟氏

研究者としてどのような立場でいるかということは私自身も悩んでいることです。考え方としては、中野先生もおっしゃるように事実をまず大事にしています。ただ、何が事実なのか。研究分野でも、報道でも、SNSでもそうですけれども、見たいものしか見ない、見たくないものは見ないということ。特に社会の中での事実というのは結局その人のモノの見方、価値観によってしまう、そこが非常に難しいところです。

私の研究にとっては、公共性の実現が一番の関心です。これも様々な見方ができますが、一つは地方分権改革を踏まえた上での国と地域の問題。ここ数年関心をもってきた再生可能エネルギーの問題でいうと、地球温暖化対策と地域の環境・防災・景観等のどちらが優先されるのかという地域の公共問題を数多く見てきました。私としては、地域が大事、地域の問題解決が優先されるべきと考えてきました。地方自治というのはやはり住んでいる人、住民の価値が優先されるという考え方、住んでいない人には口を出させない、基本的にはそういうモノの見方で私は研究をしてきました。

そして、公共性の問題でもう1つ。地域の水と土地、空間の問題。公共水の規定は確認しましたが、土地利用について改めて公共性は地域でどのように実現するか。今日は触れられませんが、土地基本法には、土地についての公共の福祉の優先が規定されています。土地利用は財産権の問題であり、地理的な問題もあり、現実の自治体の施策として難しい

点があることは確かですが、急激な人口減少社会の中で自治体が避けられない問題として関心を持っています。

○森 誠一氏

ありがとうございます。キーワードとしては地域、あるいは地域住民というところの非常に力点を置かれたお話をいただいたかと思います。これは私からの質問になってしまうのですが、内藤先生が言われた地下水を公共水、その水というのは見えないわけですね。しかもそれは所有が不明確な存在でもある。他の国によっては私的所有物というような意味合いもあったりすると思うのですが、だからこそ行政はその地下水の保全のため、条例などの規範を策定したり、あるいは中野先生がされたような研究でその存在を明確にしていく中で、管理体制を構築することで、おおよその理解はよろしいでしょうか。

○内藤 悟氏

地下水の法的性質の問題については公水か、私水かの問題が出てきます。基本的には地下水は土地の一部であり所有権の目的として私水説が一般的です。私権の目的とならない河川の流水と同様に公水として、地下水が行政により公的に管理できるかといえば、技術的にも難しいし、そもそも根拠となる法律はない。その点で私水説が原則になる。しかしながら、水循環の一部として流動性があり、地盤を支える点で地下水の利用、汚染について公共的な管理が必要として、敢えて公水と規定した上で揚水や、特定の事業を規制する条例（秦野市、熊本市等）はあります。ただ、河川管理と同じになってしまう部分もあるので、遊佐町では公共性のある水として「公共水」を用いた、そういう経緯です。最近「地域公水」という概念も提唱されています。

○森 誠一氏

ご回答ありがとうございます。こういった言葉や概念、あるいは実際の現場での扱い方みたいなことについては、もう少し広げていくような形でしょうか。

○内藤 悟氏

地下水を管理する法律制定が何度も頓挫したことから、地下水の保全を目的とする条例は結構制定されています。その中であって、遊佐町条例では、健全な水循環を守ることを示した上で規制していくところが先進的です。今後、法的に水資源を検討するうえで単に地下水・湧水だけではなくて、水循環を守ること、そのために流域、地下水水系を含む土地、これらも対象となることが重要です。これは水循環基本法制定の意義でもあります。

○森 誠一氏

ありがとうございます。本来であれば予防原則を巡る今回の裁判結果を登壇の三方に詳細なお話をいただこうと思っていたのですが、少し時間が取れませんので、その代わりというわけではないのですが、今私の方から公共水等について少し質問をさせていただきました。



本日のご講演をお聞きして、予防原則という概念は今のところ未熟であるといえそうですが、この概念を地域住民が具体的課題を前提に事案として意識し検討する機会は重要ですね。今回の判決はおそらく町民の皆さま方が思っている以上に、環境保全に大きな意義を持っているものといえます。今申していることは内藤先生からも、遊佐の条例は先進性があると言われた訳ですけども、そういう同町の位置づけをもって水資源や水環境を今後どのように保全・維持あるいは活用していくかということは、住民の皆さまが担う大きな課題であると思います。そのため行政は情報を広く周知し、交流の場を構築していくことが肝要かと思えます。

次いで、今回の判決を踏まえて今後の課題、あるいは町行政に期待することについて内藤先生、中野先生から、ご講演と重複いただいても結構ですのでお願いいたします。その後、町長に御出ましまして、見解をいただければと思います。まずは内藤先生いかがでしょうか。

#### ○内藤 悟氏

最後の方で触れましたが、来年度以降、現在の水循環保全計画を見直すということが必要だと思います。見直しの過程の中で様々な必要な問題点が出てくると思います。その際は、やはり町民の方々の参画を経た委員会等で検討し、この12年で明らかになったこと、さらには地下水保全に熱心な他の自治体の事例も十分に参考にして新計画を充実したものにしていただきたい。

それから予防原則についてですが、科学的な根拠があつての予防原則の適用であり、地下水に係る調査研究を引き続き継続していただきたい。その中では、町と町民、事業者等との連携は今後も続けていただきたいと思えます。

もう1つは自治体の地域全体の空間の問題です。繰り返しになりますが、水循環には水と土地を一緒に考えていく見方が含まれます。土地の問題は今日は触れませんでしたけども、空き家、所有者不明土地、耕作放棄地とか、土地利用、管理の面ではマイナスの土地の拡大について自治体がどのように関与するかは大きな課題となっています。これらについては具体的な措置ができる法律も出来ましたが、どのように地域の空間を管理していくかが自治体に突き付けられております。水循環の保全も一部には含まれるのですが、独自の土地利用計画を定めている自治体は都市部以外にもあります。

遊佐町は、鳥海山山頂から釜磯までの一つの流域全体が町の区域にありますから、これらの流域・地下水系を一体として管理できるような、土地と水の管理のしくみを、町の土地利用に係る計画等に取り入れていただきたいと思えます。

以上、実現することを期待申し上げます。

#### ○森 誠一氏

ありがとうございます。中野先生はいかがですか。

#### ○中野孝教氏

先程の学者とはという質問に戻ってしまいますけれども、学者の具体的な活動には研究

と教育の二つの側面がありますが、その二つを一緒に連関づけて行うのは必ずしも容易ではなく、時に乖離することがあったり、専門的な研究だけ行っている人も多いです。しかし環境研究では地域とか自然とか社会といったことが繋がりがあって、繋がってゆかないと発展しません。総合的な視点というのが肝になるので、それが大事ということもあり、総合的な学習というのが文部科学省の中でも出てきたと思います。ところが総合的な学習の場合は共通性が高い教科科目と異なり、地域性が非常に重要になるので、テキストがないんです。特に地下水の場合を考えると、先程公水の話が出ましたが、公水と私水では管理の主体や方法が違う。公水の場合は研究者が比較的自由に研究できます。ところが地下水の場合は土地所有者に管理主体があるので、公水にはならないですし研究にも制約が生じます。公共のものだということはみんな理解しても、公水にはなかなかありません。常に見える川の水と違い、常に不確実があることが一つだし、見える水は管理できますが、見えない水の管理はなかなかできないということがあって、西条市では地域公水という用語を使っていますが、基本的な考え方としては公共水ということなのです。

逆に言うと、地下水と川とのつながりを調べるには地域との連携を強めなければ、あるいは地域のニーズというか、そういうものも研究者側がある程度考慮して行かないと調査は継続できないし、研究の発展もありません。そういう意味では、地下水を中心に流域の水循環を考えるというテーマを考えたときには、研究と教育を一体的にやらなければいけないと思います。そのような意味で、地下水で町を活性化しようというときには、研究者を取り込むと言う意味で、遊佐町にアドバンテージというか主体的な要素も必要だと思います。

先程申し上げたように、温暖化対策は世界のどこでも抱えている問題です。しかし水循環との関係は不明な点が多く、具体的にどういう研究をして、どういう調査をして、どのように市民や町民に伝え、地域性の強い水資源を持続していくのかという方法はまだできていません。水循環基本法も気候変動適応法も地域の実情にあった施策を優先していますが、未だに具体的なやり方は出来ていないので、むしろ地域がそういうものを作っていかなければいけないのではないかと考えています。町長もいらしているわけですから、その辺は期待しつつ、お願いしたいと思います。

#### ○森 誠一氏

ありがとうございます。内藤先生、中野先生からは広域的な範囲を対象にした条例等を検討すること、および科学的な調査の継続や蓄積をすることの重要性をご指摘いただきました。それから生涯学習と言った方がいいかもしれませんけれども、お二人の先生が遊佐で得た学術的知見を周知・啓発する町独自の教育プログラムや継続的な研究の場を設ける必要があるかと思いますが、この辺りを含め、町長いかがでしょうか。よろしく申し上げます。



## ○時田町長

湧水を、地下水を何とか保全できないか。これが最初の課題ではなかったのかと思っています。当時県に相談したときに「米沢や小国で外国資本による山林買収の問題があり、遊佐町では採石業者との課題がいろいろありますね。県でまずは条例を、水資源保全条例を作りましょうか」という方向性を導き出していただきました。実は山形県では平成23年に国に対して山林と水を保全する提言を行っており、そういった経緯から健全な水循環を保全するための条例、県と一緒に作り出してきました。当時は地下水をどの省庁で所管するかも決まっていなかった状況でありました。決まっていなかったところにお伺いに行くということで、先生方や職員が大変な苦勞をして築き上げてくれた条例だと思っています。水循環保全計画の見直し等は当然。水循環保全審議会や環境審議会に諮りながらしっかり進めていかなければならないと思っています。

少年議会からは「実は裁判の経緯がよくわからないんだ」ということを言われました。条例が制定されてから10年も経過している。中学生であれば当時4、5歳です。ここ数年は裁判の係争が主でしたので、学習の機会がほとんどなかったと。今後次世代に繋げると言う点では、どのように中学生、高校生に伝えていくかというのは大きな課題になってくると思います。わが町では遊佐高等学校を何とか発展させたいということで、自然体験留学生として全国から生徒を募集しており、今年度は留学生として初の卒業生を輩出する予定です。卒業する県外留学生のうち2人は酒田市の東北公益文科大学に進学し、今後も遊佐町に携わっていきたいという話を伺っております。やはり地域密着。学習の機会をどう見出していくか。町の大きな課題としてしっかり準備し、地域に広げていくという責務を果たしていきたいと思っています。

ぎょうせい出版している判例地方自治という本では、裁判で終わりではないんだよ。これからスタートなんだよと。規制対象事業の認定基準を要綱で明記するのが良いのか、規則で定めた方が良いのではないかという提案をいただいております。中野先生からは科学的な知見、裏付けの不確実性という話がありましたが、やはり専門的な知識を持つ先生方のご指導を仰ぎながら、一つひとつ丁寧に進めていくしかないというように思います。決して後ろ向きではなくて前向きに。続けるという姿勢を継続していきたいと思っていますので今後ともよろしく申し上げます。

## ○森 誠一氏

ありがとうございます。最後の「丁寧に」と「継続的に」という町長のお言葉には、内藤先生のご発表にもあった現行の条例の活用・進展について、水循環審議会等との連携をしながら進めていくという意向が含まれていると思います。それと、これまで官・民でやってきた水環境保全の活動を内外に発信することについても、お言葉をいただきました。科学的に調査ということは町長がおっしゃられたように専門的なことでもありますが、ただ、中野先生がおっしゃったように、いろいろな形で住民の方々のご協力というものをしていただければ調査しにくいことも確実ですので、引き続き町長をはじめ町民の皆さま方には継続的な調査にご支援いただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

そこで、例えば中野先生のご発言と関連すると思いますが、学校教育の中で使えるよう



な教材のようなものを、鳥海山湧水講座とか、何かそのような形で、今日の先生のお話も3回くらいに分けてじっくりと聞きたいと思いました。そのような講座や副読本などの企画なりを、教育委員会も含めて検討いただければと思います。

最後に、最初に申し上げたように、まとめということでスクリーンの方をご覧ください。

遊佐というところは、もう言うまでもないということですが、非常に湧水が豊富で、当然そ



図41

の多くは鳥海山に依存しています。「生活と自治」という雑誌の中に、今回の裁判事案に関して「水が守られた。今年の米作りが始まる」というタイトルで掲載されていますように、今回の事案は湧水のみならず米どころを保全することになっているわけです。今見ている図41は昭和30年代の写真のようです。随分以前に、私はこの写真を見せていただいたときに非常に驚きました。何に驚いたかと言うと、広い田んぼにこれだけたくさんの稲架掛けがあることから、これはよほど水が豊かな地域だと直感し、その背景に鳥海山が存在することに驚いた次第です。

ここで、まとめということになりますけれども、2013年に施行されている条例に絡む裁判について、仲野弁護士から経緯を説明いただきました。私が非常に重要だと思ったことは、環境保全条例の制定裁量ということについてのお話でありました。それと、もう一つ非常に重要だと思ったのは、今回の件はあくまでも過去の町対応への判決であって、今後の保全保障ではないということです。このことは今回の最高裁判決で勝ったから万々歳だ、というものでは無いということです。

それから内藤先生からは、この町条例の先端性というご指摘があり、規制自体が条例目的ではなく、当該条例に講演でも何度か出てきました予防原則の盛り込みは、非常に重要なことだと思います。ただ、内藤先生も言われたように、予防原則を実際の環境保全に適用することには高いハードルがあるようです。また、現行の条例の見直し等について今後検討していく必要があるとのことで、さらに成熟した条例になることを期待するものです。

それから中野先生からは、地域連携が水環境の保全においては非常に有用であると感じました。私が先ほど勝手に提案させていただきましたが、学習プログラムとして町独自の鳥海山講座のようなものが、中野先生のお話を土台にして事業化されることも望みたいところです。そこには“育水”という概念が基盤にあり、これは非常に良い言葉ですね。西条市でもこの文言があったかと思いますが、水を育てると。もちろん育てるのは地域の方々ということになります。

この2013年にできた遊佐町の条例は、とても先見性があると思います。ただ、皆さま方にしっかり覚えて確認いただきたいことは、もっと前から遊佐町には湧水等に関する様々な保全活動があったということです。例えば、図42は2006年に「湧水保全フォーラムinゆざ」が当会場で開催された頃の写真です。確か全国から400名くらいの方がお越しいただき、湧水を主とした水環境の保全活動に関する発表会をしました。研究者を含

め水に関わる発表もあり、科学的根拠にもとづき住民合意と行政規範によって保全の仕組みを構築しようという目的で実施されました。つまり、こうした過程を経て内藤先生が関わられた先端的な条例が策定されているといえます。ここで強調しておきたいことは、遊佐町というところは健全な水循環あるいは湧水保全の1つの大きな活動拠点であり、全国的に見ても出発点であることです。

この図43は本日の話題を私なりに簡単に整理したものといえ、環境保全には三つ主体の集合が必須であることを示しています。今回のフォーラムは規範の策定や遵守を役割とする行政が主体的ですが、環境保全には他に2つ主体が必要で、保全の実質的役割を担う地域住民と科学的根拠を提供する研究者となります。この三つが集合して三位一体という形ができ、効果的で継続的になり得ると想定できます。

町行政あるいは既存の町の委員会で検討をお願いしたいのは、こうした3主体間の“交流の場”の設置です。勝ち得たといえる最高裁結審や先端的な条例を経た遊佐町において、非常に大きなポイントにあると思います。それから、中野先生の研究により、この地域の財産“郷土財”というものの価値がより明確になり、保全活動の大きな根拠になったと思います。

また今後、町に取り組みを検討いただきたいことは、学校教育や生涯教育あるいは連携調査といった住民参画を主とした事業をお願いできればと思います。加えて、地域間の交流を検討いただければ幸いです。例えば、湧水保全フォーラムの開催地でもある愛媛県西条市や福井県大野市、岐阜県大垣市など、水資源や水環境の保全のため水循環の健全性を事業化している市町との情報交換・交流が極めて重要ではないかと思います。ぜひ先進的な条例をもつ遊佐町が音頭を取っていただいて、地域間交流の先頭をきっていただければと思います。

さらに、単に湧水が多いから湧水の町、与えられた郷土の恵みに頼るのではなくて、その恵みとしての湧水の実態を科学的根拠に基づき把握し予防原則も視野に入れ、“育水”つまり水源涵養を実質的に維持保全することが求められるかと思います。つまり、課題を明確にして水循環を住民合意で育て、地域づくりに利用することが湧水の町ということの意味するところではないかと思います。

少し別の角度から言えば、おそらく縄文人も鳥海山からの湧水を活用していたと思われ、先人・先達の湧水に関わる伝承・歴史も大事にする町ということで、はじめて湧き水の町といえるのではないのでしょうか。最後に、本日のご講演を伺い、また遊佐町と20年以上のお付き合いを踏まえて、改めて湧水の町としての町づくりに大いに期待するということをもって、パネルディスカッションの締めくくりとさせていただきます。登壇のお三方、また会場の皆さま、どうも有難うございました。



図42



図43



# 資料

---

## 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例

平成25年6月21日

条例第27号

鳥海山への降雨及び降雪は、地表水のみならず豊富な地下水や湧水となつて、町内に豊かで健全な水循環を形成しています。これらの豊富な地下水や湧水は、水道水や農業用水など全ての町民の貴重な水資源として、古来より人々の生活を支え、さらに地域の誇りである多様で比類のない湧水生態系を今も町内に維持しています。しかし、近年、町民の生活や産業活動により、健全な水循環に様々な影響が現れるようになっていきます。

鳥海山の健全な水循環がもたらす恵みを将来の町民や町を訪れる人々も享受できるよう、町内の健全な水循環を守り、日本海に裾野を洗う秀麗な鳥海山と清らかな湧水が溢れる大地を次代に継承するために、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、町内の健全な水循環の保全を図るため、必要な施策の基本となる事項並びに土地の利用、地下水の利用及び良好な水質の確保に関する事項について定め、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もつて現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 町内の水循環を形成する地下水及び湧水（以下「地下水等」という。）は、鳥海山の豊かな森林等に支えられており、それらは町民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることから、地下水等を公共水（公共性のある水をいう。）と位置付け、町、事業者及び町民等は、健全な水循環の保全に関する施策を連携及び協働して推進しなければならない。

2 地下水脈は、現代の科学においてその全容を解明することは困難であり、一旦損傷した場合の復旧が不可能又は極めて困難であることに鑑み、その保全を図る施策は、予防原則に基づくものでなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 水循環 自然界において、降水が地表水として又は地中に浸透し地下水として流れて海に至り、その過程において大気中に蒸発して再び降水になる一連の水の動きをいう。
- (2) 健全な水循環 水循環において、地下水を涵養する機能、土壌が水を浄化する機能その他の水循環の有する機能が十分に発揮され、人間の社会生活の営みと水環境その他の自然環境の保全との適切な均衡が確保されている状態をいう。
- (3) 水環境 水循環における水質、水量、水生生物、水辺等の水に関する環境の総体をいう。
- (4) 予防原則 健全な水循環に、長期にわたり極めて深刻な影響又は回復困難な影響をもたらすおそれがある場合においては、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、その原因となる行為や将来の影響について、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて予防的な対策を講ずる原則をいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動又は公益的な活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (6) 町民等 本町に住所又は居所を有する者、本町に滞在する者並びに本町に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (7) 地下水 地層及び岩石の隙間又は割れ目に存在し、重力の作用によつて流動する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。
- (8) 湧水 地下水が地表に自然に湧き出したものをいう。
- (9) 井戸 自噴井戸又は動力を用いて地下水を採取する井戸をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第2条に定める健全な水循環の保全に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健全な水循環の保全を図る施策を総合的かつ計画



的に推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、水資源の適正な利用に努めるとともに、当該事業活動が健全な水循環の保全に影響をもたらすおそれがあるときは、必要に応じて予防的な対策に自ら努め、健全な水循環の保全のために町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、健全な水循環の保全のために町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(遊佐町水循環保全計画の策定)

第7条 町長は、健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、遊佐町水循環保全計画（以下「水循環保全計画」という。）を策定するものとする。

2 水循環保全計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策に関する事項
- (2) 森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関する事項
- (3) 地下水の適正な利用及び良好な水質を確保するための施策に関する事項
- (4) 第26条に規定する遊佐町水循環遺産の保全及び活用に関する事項
- (5) 事業者及び町民等の健全な水循環の保全に関する理解の促進に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、水循環保全計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第29条に規定する遊佐町水循環保全審議会の意見を聴くとともに、事業者及び町民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、水循環保全計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表

するものとする。

(水源保護地域の指定)

第8条 町長は、水道水又は公共の用に供されている地下水等の水源を保全するために、特にその周辺の保護が必要と認められる地域を水源保護地域として指定することができる。

(水源涵養保全地域の指定)

第9条 町長は、森林等の水源を涵養する機能を維持するために、保全を図る必要がある地域を水源涵養保全地域として指定することができる。

(指定の手続)

第10条 町長は、水源保護地域又は水源涵養保全地域（以下この条において「水源保護地域等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ第29条に規定する遊佐町水循環保全審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、水源保護地域等を指定しようとするときは、あらかじめ30日以上の期間を定めて、その区域を示す図書を縦覧に供しなければならない。

3 町長は、前項に規定する縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該水源保護地域等の住民又は利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された事項について、規則で定めるところにより、町長に意見書を提出することができる。

5 町長は、前項の規定により縦覧に供された事項について異議がある旨の意見書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴くものとする。

6 町長は、前各項に規定する手続を経て、水源保護地域等を指定しようとするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水源保護地域等の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

8 前各項の規定は、水源保護地域等の指定を解除し、又は変更する場合に準用する。

(水源保護地域及び水源涵養保全地域における事業の規制)

第11条 国又は地方公共団体のほかは、何人も水源保護地域及び水源涵養保全地

域で、第17条第1項の規定により規制対象事業と認定された協議対象事業を行ってはならない。

(水源保護地域における井戸設置の規制)

第12条 国又は地方公共団体のほかは、何人も水源保護地域において地下水の採取に係る吐出口の断面積（吐出口が複数あるときは、その合計面積をいう。以下同じ。）が、規則で定める断面積を超える井戸を設置してはならない。

(協議対象事業)

第13条 次に掲げる事業を協議対象事業に指定する。

- (1) 土石又は砂利を採取する事業
- (2) 畜産事業場（動物の飼育を行う施設をいう。）を設置する事業で、規則で定めるもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する事業
- (4) その他土地の形質を変更する事業で、規則で定めるもの

(協議対象事業の事前協議)

第14条 水源保護地域又は水源涵養保全地域において協議対象事業を行おうとする者（以下「事前協議者」という。）は、規則で定める期日までに町長に届け出て協議しなければならない。

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書を町長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 事前協議者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称
- (3) 事業場の設置場所
- (4) 事業の着手予定年月日
- (5) その他規則で定める事項

3 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。



- (1) 事業場の位置図
- (2) 事業場の区域を示す平面図
- (3) その他規則で定める書類

4 町長は、健全な水循環の保全を図る上で特に必要があると認めるときは、第1項の規定による届出をした事前協議者に対し、当該届出に係る事業計画に関し必要な指導を行うことができる。

5 事前協議者は、当該届出に係る事業に着手する日までの間に、第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(説明会の実施)

第15条 事前協議者は、前条第1項の規定により町長に届け出て協議を開始したときは、町民その他の関係者を対象にした当該事業計画の説明会を実施し、当該事業計画についての意見を聴かななければならない。

2 前項に規定する町民その他の関係者とは、当該事業計画に係る事業場周辺地域の住民並びに利害関係を有する個人、法人及び団体をいい、その範囲は、町長と事前協議者との協議により決定するものとする。ただし、町民その他の関係者の範囲について、町長と事前協議者の協議が整わないときは、町長の決するところによる。

3 第1項に規定する説明会の周知方法は、規則で定める。

4 事前協議者は、第1項に規定する説明会において、町民その他の関係者から出された意見が、当該事業計画に反映することが合理的であると認められるときは、誠実に対応しなければならない。

5 町長は、第1項に規定する説明会に職員を出席させることができる。

6 事前協議者は、第1項に規定する説明会を終了したときは、当該説明会の状況を書面で遅滞なく町長に報告しなければならない。ただし、前項の規定により職員が出席したときは、報告を省略することができる。

7 事前協議者は、前条第1項に規定する町長への届出の前に、第1項に規定する説明会を実施することができる。この場合において、事前協議者は、当該説明会

について、規則で定めるところにより、町長に事前に通知するものとする。

8 第1項から第6項までの規定は、前項に規定する説明会の実施について準用する。この場合において、第1項中「前条第1項の規定により町長に届け出て協議を開始したときは」とあるのは「あらかじめ」と、「意見を聴かなければならない。」とあるのは「意見を聴くことができる。」と読み替えるものとする。

(規制対象事業)

第16条 第13条に規定する協議対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を規制対象事業とする。

- (1) 森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業
- (2) 地下水等の水質悪化をもたらすおそれがある事業
- (3) 地下水脈を損傷するおそれがある事業
- (4) 水道水、農業用水又は漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業

(規制対象事業の認定及び通知)

第17条 町長は、第14条第1項の規定により協議対象事業の協議の届出があつたときは、第29条に規定する遊佐町水循環保全審議会の意見を聴いた上で、届出の日から60日以内に当該協議対象事業が規制対象事業であるか否かの認定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により規制対象事業であるか否かの認定をしたときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、事前協議者に通知しなければならない。

(事前着手の禁止)

第18条 事前協議者は、前条第2項に規定する規制対象事業に該当しない旨の通知があるまでは、当該協議対象事業に着手してはならない。

(事業の中止及び原状回復命令)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、当該事業の中止及び相当の期間を定めて原状を回復する命令をすること

ができる。

- (1) 第11条の規定に違反して規制対象事業と認定された協議対象事業に着手した者
- (2) 第12条の規定に違反して設置を禁止された井戸の設置に着手した者
- (3) 第14条第1項に規定する届出を行わずに協議対象事業に着手した者
- (4) 前条の規定に違反して協議対象事業に着手した者

2 町長は、前項の場合において、原状の回復が困難であると認めるときは、相当の期間を定めてこれに代わるべき必要な措置をとることを命令することができる。

(井戸設置の届出)

第20条 水源保護地域において地下水の採取に係る吐出口の断面積が第12条の規則で定める断面積以下の井戸を設置しようとする者又は水源保護地域以外の地域において地下水の採取に係る吐出口の断面積が規則で定める断面積を超える井戸を設置しようとする者（以下「井戸設置予定者」という。）は、井戸の設置に着手する60日前までに、町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 井戸設置予定者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 井戸の設置場所及びストレーナーの位置
- (3) 井戸の吐出口の断面積
- (4) 取水する地下水の用途
- (5) 地下水の取水開始予定日
- (6) 揚水機の揚水能力及び1箇月の取水予定水量

3 町長は、第1項の規定により届け出た井戸設置予定者に対し、地下水の適正な利用を図る上で必要と認めるときは、届出の日から30日以内に必要な指導を行うことができる。

4 町長は、前項に規定する指導を行うために必要と認めるときは、第29条に規



定する遊佐町水循環保全審議会の意見を聴くものとする。

- 5 第3項の規定による指導を受けた井戸設置予定者は、当該井戸の設置に着手する前までに改善内容を、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(所有者等の変更の届出等)

第21条 前条第1項の規定により届け出て井戸を設置した者（以下「井戸設置者」という。）は、当該届出に係る同条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又は当該井戸を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出るものとする。

- 2 前項に規定する変更が生じた事項が、前条第2項第3号又は第6号に掲げる事項であるときは、前項の規定にかかわらず、前条の規定を準用する。

(地位の継承)

第22条 井戸設置者が所有又は管理する井戸を相続し、又は譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該井戸に係る井戸設置者の地位を継承する。

- 2 井戸設置者について合併又は分割があつた場合においては、当該井戸を継承する法人又は団体は、井戸設置者の地位を継承する。

- 3 前2項の規定により井戸設置者の地位を継承した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出るものとする。

(事業監理協議会の設置)

第23条 町長は、第17条第1項の規定により規制対象事業に該当しない認定を行つた協議対象事業について、関係者による委員で構成する事業監理協議会を設置することができる。

- 2 事業監理協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 事業計画の内容、進捗及び変更に関する事項
- (2) 健全な水循環、景観及び周辺環境の保全に関する事項
- (3) 災害の防止及び事業場周辺における良好な生活環境の確保に関する事項
- (4) 事業場の現地確認に関する事項
- (5) その他事業監理協議会において必要と認めた事項

3 第1項に規定する関係者による委員は、次に掲げる者（その職員、従業員等を含む。）の中から、町長と当該事業を行う事業者との協議により決定するものとする。ただし、協議が整わないときは、町長の決するところによる。

- (1) 遊佐町
- (2) 当該事業を行う事業者
- (3) 事業場周辺地域の住民の代表 若干人
- (4) 農林水産業関係団体の代表 若干人
- (5) 環境保全団体の代表 若干人
- (6) その他町長が必要と認める者 若干人

4 事業監理協議会の運営に必要な事項は、当該事業監理協議会で協議し、定める。

(事業終了後の土地の適正な管理)

第24条 町長は、第17条第1項の規定により規制対象事業に該当しない認定を行った協議対象事業について、健全な水循環を保全する観点から、当該土地の所有者又は当該事業の事業者と、事業終了後の土地の適正な管理に関する協定締結に努めるものとする。

(地下水等の良好な水質の確保)

第25条 町長は、地下水等の安全で良好な水質を確保するために、関係機関と連携して必要な施策を講ずるものとする。

(遊佐町水循環遺産の指定)

第26条 町長は、町民共有の財産として将来にわたって保全すべき健全な水循環を象徴する地下水等及びそれを利用するための構築物、河川、池沼、自然現象並びに景観を遊佐町水循環遺産に指定することができる。

(水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地の買取り)

第27条 町長は、水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地について、規則で定めるところにより、土地所有者から買取りの申出があつたときは、当該土地を取得することができる。

2 町長は、前項の規定による買取りの申出があつた土地について、必要と認める

ときは、第29条に規定する遊佐町水循環保全審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、第1項の規定による買取りの申出があつたときは、規則で定めるところにより、買取りの諾否を当該土地所有者に通知するものとする。

4 第1項の規定による買取りの申出に係る土地の取得価格の基準は、規則で定める。

(土地の管理)

第28条 町長は、前条第1項の規定により土地を取得したときは、これを公有財産台帳に登録し、健全な水循環を保全するために適切に管理しなければならない。

(遊佐町水循環保全審議会の設置)

第29条 健全な水循環の保全に関する重要な事項を調査審議するため、遊佐町水循環保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第30条 審議会は、町長の諮問又は要請に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水循環保全計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 水源保護地域及び水源涵養保全地域の指定等に関する事項
- (3) 規制対象事業の認定等に関する事項
- (4) 遊佐町水循環遺産の指定等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健全な水循環の保全に関する重要な事項

(組織)

第31条 審議会は、委員8人以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 遊佐町環境審議会の委員 2人
- (2) 農林水産業関係団体の代表 若干人
- (3) 学識経験を有する者 若干人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、町長の求めに応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、専門的な事項を調査審議するために必要と認めるときは、出席委員の同意を得て専門知識を有する者を会議に出席させることができる。
- 5 前2条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第33条 審議会の委員の報酬及び費用弁償等の額並びに支払方法については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第5号）及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和45年条例第2号）に定めるところによる。

(報告の徴収及び立入調査)

第34条 町長は、第14条第1項又は第20条第1項の規定により届出をした者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る事項について必要な報告を求めることができる。

- 2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に前項の届出に係る土地に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の調査を行う職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、届出又は適切な行為

を行うよう勧告することができる。

- (1) 正当な理由なく第14条第1項又は第20条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (2) 正当な理由なく第14条第4項又は第20条第3項に規定する指導に従わない者
- (3) 正当な理由なく第15条第1項に規定する説明会を実施しない者
- (4) 正当な理由なく第23条第1項に規定する事業監理協議会の出席を忌避し、又は出席するも質問に対して答弁をしない者
- (5) 正当な理由なく前条第1項に規定する報告をしない者若しくは虚偽の報告をした者又は同条第2項に規定する土地の立入りを拒み、調査に協力せず、若しくは質問に対して答弁をしない者

2 町長は、正当な理由なく前項の規定による勧告に従わなかつた者に対し、規則で定めるところにより、当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表等)

第36条 町長は、正当な理由なく第19条第1項及び同条第2項の規定による命令又は前条第2項の規定による命令に従わなかつた者に対し、あらかじめ弁明の機会を与えた上で、当該命令に従わない旨並びに命令に従わない者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表し、健全な水循環の保全の観点から町の事務又は事業の実施に関し必要な措置を講ずることができる。

(過料)

第37条 第19条第1項及び同条第2項の規定による命令又は第35条第2項の規定による命令に従わなかつた者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条から第24条まで及び第34条から第37条までの規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年1月1日から同年3月1日までの間に、町内で第20条第1項に規定する井戸を設置しようとする場合における同条の規定の適用については、同条第1項中「井戸の設置に着手する60日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

3 第20条の規定の施行の際現に同条第1項に規定する井戸を設置している者は、同条の規定の施行の日から起算して90日以内に、同条第2項各号に掲げる事項を町長に届け出るものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略



令和5年3月

発行：遊佐町役場 企画課

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地

TEL:(0234)72-4523 FAX:(0234)72-3315

E-mail:kikaku@town.yuza.lg.jp